

第5章 環境影響評価の手法

(空白)

第5章 環境影響評価の手法

5.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.1.1 大気汚染

(1) 建設機械の稼働による大気汚染への影響

建設機械の稼働による大気汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-1(1)～(2)に示す。

表 5.1-1(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）	二酸化窒素等の大気質の状況のほか、大気質の状況に影響を及ぼす地上気象項目を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の大気質常時監視測定局での測定結果を収集・整理・解析する。 【現地調査】 調査は以下に示す方法による。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号） ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号） ・衛生試験法に基づきダストジャーを用いる方法 (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 調査は以下に示す方法による。 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に基づく方法	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	建設機械の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 「甲府富士見」、「南アルプス」、「笛吹」の 3 地点とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点（EAW1）とする（図 5.1-1 参照）。 なお、調査地点の選定理由を表 5.1-4 に示す。 (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 甲府気象観測所とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点（EAW1）とする	調査地域における気象及び大気質の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。資料調査については、甲府盆地内の近隣の測定局及び最寄りの観測所とした。

表 5.1-1(2) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん	建設機械の稼働	5 調査期間等 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とする。 ただし、粉じんについては4季の各1ヶ月間とする。 (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間の連続測定とする。	二酸化窒素等の状況について、年間を通じて適切に把握できる期間とした。
			6 予測の基本的な手法 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気拡散式（ブルーム・パフ式）による定量的な予測とする。 粉じんについては「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づき、降下ばいじん量を予測する。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	建設機械の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 最大着地濃度出現地点とする。	建設機械の稼働が大気汚染に及ぼす影響を適切に把握できる地点とした。
			9 予測対象時期等 建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とする。	工事の施工中の代表的な時期として、建設機械の稼働による影響が最大となる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんに係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、予測地点における予測結果と、環境基準との整合性が図られているかどうかを検討する。 粉じんについては、予測地点における予測結果と、降下ばいじんの参考値である 10t/km ² /月との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんについて環境基準等との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(2) 車両の走行による大気汚染への影響

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による大気汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-2(1)～(3)に示す。

表 5.1-2(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による大気汚染への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）</p> <p>(2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>(3)交通量の状況</p>	<p>二酸化窒素等の大気質の状況のほか、大気質の状況に影響を及ぼす地上気象項目を選定した。</p>
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気質常時監視測定局での測定結果を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 調査手法は「(1) 建設機械の稼働による大気汚染への影響」と同じとする。</p> <p>(2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 調査手法は「(1) 建設機械の稼働による大気汚染への影響」と同じとする。</p> <p>(3)交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」により情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 方向別、車種別に交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。</p>
			<p>3 調査地域</p> <p>対象事業に関する資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とする。</p>	<p>資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。</p>

表 5.1-2(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>4 調査地点</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域周辺の自動車排ガスの常時監視測定局である「国母自排」の1地点とする。 【現地調査】 車両の走行ルート沿道の5地点（RA1～RA5）とする（図 5.1-1 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-4 に示す。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温・湿度・風向・風速・日射量・放射収支量） 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内で周辺を代表する1地点（EAW1）とする。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」による情報の調査地点とする。 【現地調査】 「(1)大気質の状況」と同じ地点とする。</p>	<p>主要な車両走行ルート及び住居等の分布状況等を考慮し、気象及び大気質の状況を適切に把握できる地点とした。資料調査については、甲府盆地内の近隣の測定局及び最寄りの観測所とした。</p>
			<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とする。 ただし、粉じんについては4季の各1ヶ月間とする。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温・湿度・風向・風速・日射量・放射収支量） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間の連続測定とする。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日の1日（24時間）とする。</p>	

表 5.1-2(3) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による大気汚染への影響）

項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境影響評価 項目の区分	影響要因 の区分			
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測とする。 粉じんについては「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づき、降下ばいじん量を予測する。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち、各走行ルートを代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 (1)資機材の運搬車両の走行による影響 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行による影響 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両による影響が最大となる時期、及び事業実施後の事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんに係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、予測地点における予測結果と、環境基準等との整合性が図られているかどうかを検討する。 粉じんについては、予測地点における予測結果と、降下ばいじんの参考値である 10t/km ² /月との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんについて環境基準等との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(3) 施設の稼働による大気汚染への影響

施設の稼働による大気汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-3(1)～(3)に示す。

表 5.1-3(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1)大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）） (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） (3)上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）	二酸化窒素等の大気質の状況のほか、大気質の状況に影響を及ぼす地上気象項目を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）） 【文献その他の資料調査】 大気質常時監視測定局等での測定結果を収集・整理・解析する。 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号） ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号） ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号） ・「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年 3 月環境庁大気保全局） ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月改定環境省水・大気環境局） ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境室） (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に基づく方法 (3)上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況） 【現地調査】 「高層気象観測指針」（平成 16 年気象庁）に準拠し、観測気球を用いて観測する方法とする。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。

表 5.1-3(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）	施設の稼働	<p>4 調査地点</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀））</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域周辺の一般環境大気質の常時監視測定局である「甲府富士見」、「南アルプス」、「笛吹」の3地点とする。そのほか対象事業実施区域周辺において調査が実施され、結果が公開されているものについても収集する。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域の1地点（EAW1）及びその周辺4地点（EA2～EA5）とする（図 5.1-1 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-4 に示す。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で周辺を代表する1地点とする。</p> <p>(3) 上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で周辺を代表する1地点（EAW1）とする。</p>	<p>調査地域における気象及び大気質の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺の住宅地を代表する地点とした。</p> <p>資料調査については、甲府盆地内の近隣の測定局及び最寄りの観測所とした。</p>
			<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀））</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とする。なお、塩化水素及び水銀は1日当たり1サンプル、ダイオキシン類は7日間で1サンプルの採取を行い調査する。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温・湿度・風向・風速・日射量・放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】 1年間の連続測定とする。</p> <p>(3) 上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）</p> <p>【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とし、観測気球を3時間ごと（0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時、）に放球し、1日当たり8回の観測を行う。</p>	<p>二酸化窒素等の状況について、年間を通じて適切に把握できる期間とした。</p>

表 5.1-3(3) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 予測は、長期平均濃度について、大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測を行う。 また、短期平均濃度は、一般的な気象条件下として、大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測を行う。そのほか、上層逆転層発生時、フュミゲーション発生時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時の特定条件について、予測を行う。 複数案としては、煙突の高さとする。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 最大着地濃度出現地点を含む、対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 最大着地濃度出現地点及び「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、二酸化硫黄等大気汚染に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2) 環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準、塩化水素は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年6月16日環大規136号）の中で提示している「塩化水素の目標環境濃度1時間値0.02ppm、水銀については「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と二酸化窒素等の環境基準等との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-4 調査地点の選定理由（大気質）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地上気象 気温、湿度、風向、風速、 日射量、放射収支量 上層気象 風向、風速、気温	EAW1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
環境大気質 二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 塩化水素、 ダイオキシン類、 水銀、 粉じん	EA2	北側住宅地	対象事業実施区域から北方向に約 1.4km、北側の住宅地を代表する地点。
	EA3	東側住宅地	対象事業実施区域から東方向に約 1.2km、東側の住宅地を代表する地点。
	EA4	南側住宅地	対象事業実施区域から南方向に約 0.9km、南側の住宅地を代表する地点。
	EA5	西側住宅地	対象事業実施区域から西方向に約 1.4km、南側の住宅地を代表する地点。
	沿道大気質 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質 粉じん 交通量	RA1	国道 140 号
RA2		国道 140 号	国道 140 号沿道（甲府市側）の大気質を代表する地点。
RA3		県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（中央市側）の大気質を代表する地点。
RA4		県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（市川三郷町側）の大気質を代表する地点。
RA5		県道 29 号	県道 29 号甲府中央右左口線沿道（中央市側）の大気質を代表する地点。

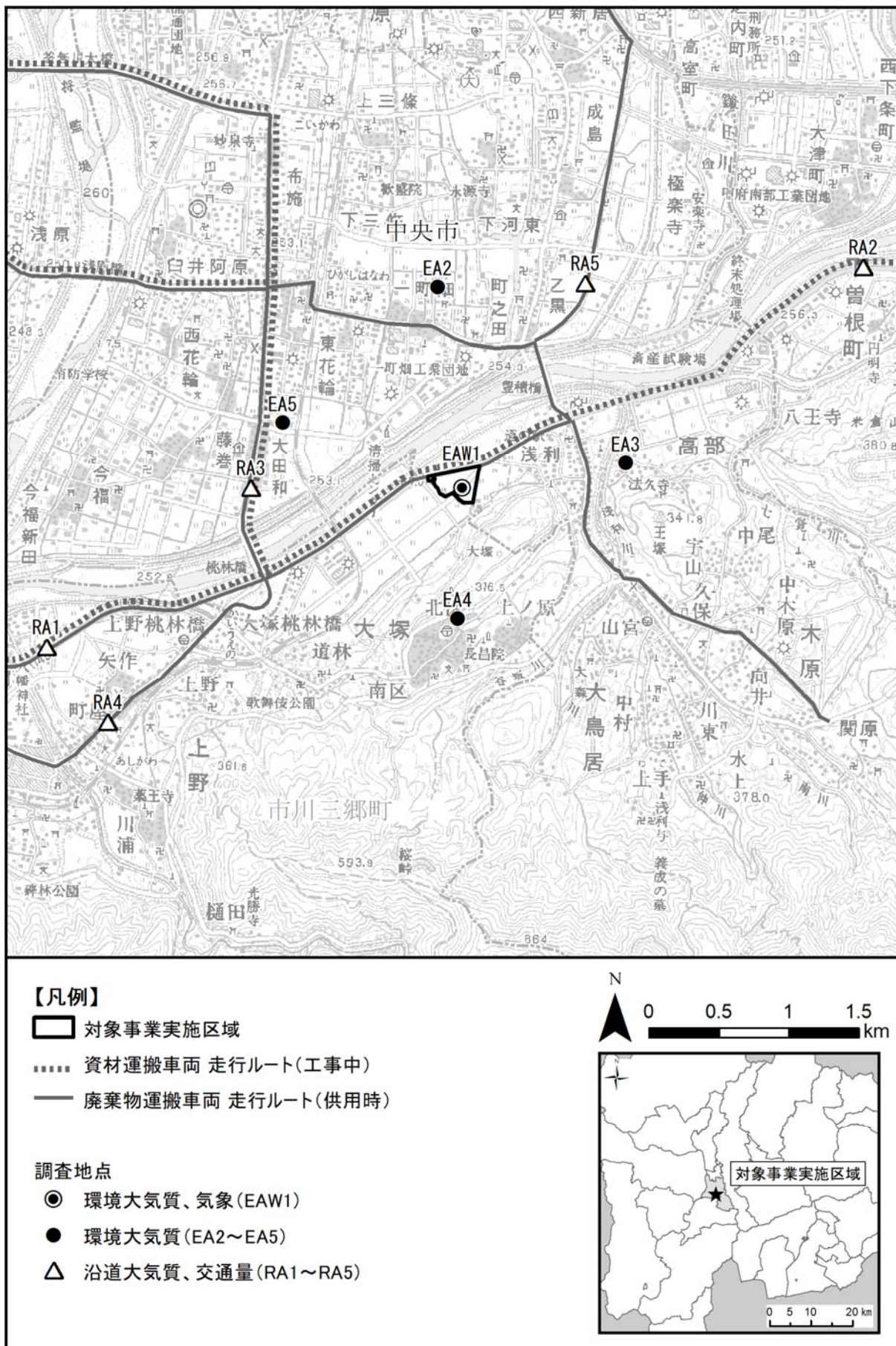


図 5.1-1 調査地点 (大気質)

5.1.2 悪臭

(1) 施設の稼働による悪臭

施設の稼働による悪臭の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-5(1)～(2)に示す。

表 5.1-5(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による悪臭）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度）	悪臭の状況のほか、悪臭に影響を及ぼす地上気象を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境省告示） ・「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号） (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度） 【現地調査】 簡易の気温・湿度計及び風向・風速計を用いる方法とする。	悪臭の状況を適切に把握できる方法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による悪臭の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） 【現地調査】 対象事業実施区域 1 地点（E1）及びその周辺 4 地点（E2～E5）とする（図 5.1-2 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-6 に示す。 (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度） 【現地調査】 「(1) 悪臭の状況」と同じ調査地点とする。	調査地域における気象及び悪臭の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺の住宅地を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） 【現地調査】 夏季の 1 回の調査とする。 (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度） 【現地調査】 「(1) 悪臭の状況」と同じ調査時期とする。	調査地域における年間を通じた悪臭の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-5(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による悪臭）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 (1)煙突排ガスの影響 大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測とする。 複数案としては、煙突の高さとする。 (2)施設からの悪臭の漏洩 悪臭漏洩対策等環境保全措置を踏まえた定性的な予測とする。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 最大着地濃度出現地点を含む、対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による悪臭の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 (1)煙突排ガスの影響 最大着地濃度出現地点及び「4 調査地点」と同じ地点とする。 (2)施設からの悪臭の漏洩 対象事業実施区域周辺とする。	予測地域のうち対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、悪臭に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と悪臭防止法に基づく規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と悪臭について規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-6 調査地点の選定理由（施設の稼働による悪臭）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
特定悪臭物質濃度、 臭気指数（臭気濃度）	E1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
	E2	北側住宅地	対象事業実施区域から北方向に約 1.4km、北側の住宅地を代表する地点。
	E3	東側住宅地	対象事業実施区域から東方向に約 1.2km、東側の住宅地を代表する地点。
	E4	南側住宅地	対象事業実施区域から南方向に約 0.9km、南側の住宅地を代表する地点。
	E5	西側住宅地	対象事業実施区域から西方向に約 1.4km、南側の住宅地を代表する地点。

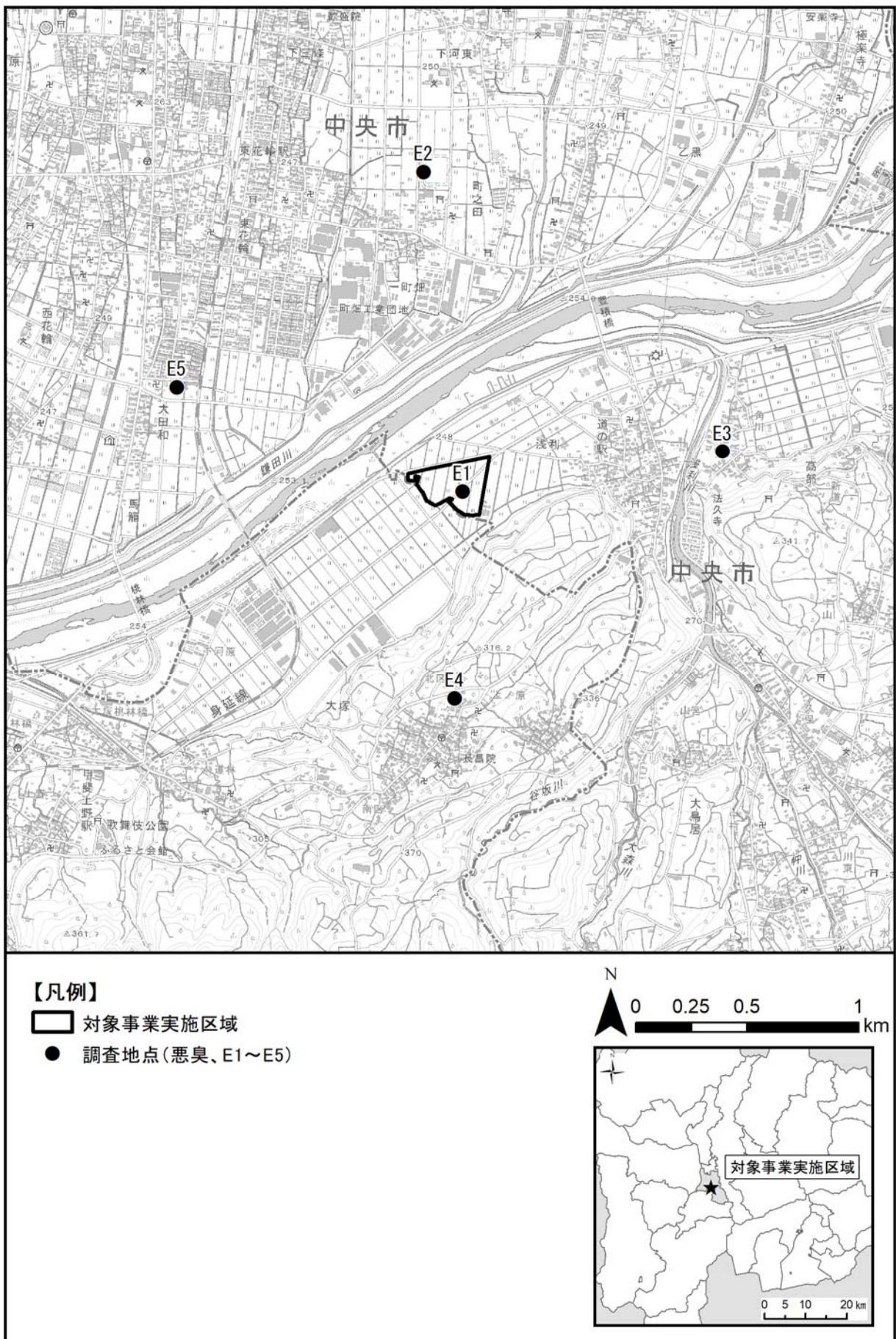


図 5.1-2 調査地点 (悪臭)

5.1.3 騒音

(1) 建設機械の稼働による騒音

建設機械の稼働による騒音の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-7(1)～(2)に示す。

表 5.1-7(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1)環境騒音の状況 (2)地表面の状況	騒音の状況のほか、騒音の伝搬に影響を及ぼす地表面の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）で定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」。 (2)地表面の状況 【現地調査】 草地、舗装面等の地表面の状況を調査し、調査結果の整理を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	建設機械の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点 (EN1～EN4) とする (図 5.1-3 参照)。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-10 に示す。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及び最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する時期の平日の各 8:00～19:00 (11 時間) とする (計 1 回)。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-7(2) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音 レベル	建設 機械 の 稼働	6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論計算による予測を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	建設機械の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域周辺とする。	建設機械の稼働が騒音の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とする。	工事の施工中の代表的な時期として、建設機械の稼働による影響が最大となる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、騒音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、特定建設作業に対する騒音の規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と騒音の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(2) 車両の走行による騒音

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による騒音の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-8(1)～(3)に示す。

表 5.1-8(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p>	騒音の状況及び騒音の影響を受ける沿道の状況、並びに騒音の発生と伝搬に影響を及ぼす道路構造及び交通量を選定した。
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>山梨県が公開している自動車騒音常時監視結果等の情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査は以下に示す方法による</p> <p>・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)で定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の沿道において、環境保全についての配慮が必要な施設や住居の配置状況等を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」により情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路構造は、現地で確認し、道路幅等を計測する。</p> <p>交通量は、方向別、車種別に交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。また、既存の道路交通騒音調査結果が把握できる手法とした。
			<p>3 調査地域</p> <p>資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とする。</p>	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。

表 5.1-8(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>4 調査地点</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 山梨県等による自動車騒音の調査地点・区間とする。 【現地調査】 車両走行ルート沿道の5地点(RNV1～RNV5)とする(図5.1-3参照)。 調査地点の選定理由は表5.1-10に示すとおりである。</p> <p>(2) 沿道の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」による情報の調査地点とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	<p>調査地域における騒音等状況を適切に把握できる地点として、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の主要な走行ルートを代表する地点とした。</p>
			<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 道路交通騒音の状況を代表する時期の平日の1日を対象に、「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)の時間区分に基づく昼間(6時～22時)に測定する。</p> <p>(2) 沿道の状況 【現地調査】 任意の時期1回とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 道路構造は、任意の時期1回とする。交通量は、「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ時期とする。</p>	<p>調査地域における騒音等の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。</p>

表 5.1-8(3) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	工事中・資機材の運搬車両の走行、存在・供用時・廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会の ASJ RTN-Model 2018）による計算を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち、各走行ルートを代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 (1)資機材の運搬車両の走行による影響 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行による影響 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両の走行による影響が最大となる時期、及び事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、騒音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、沿道に適用される騒音の環境基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と沿道の騒音ついて環境基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(3) 施設の稼働による騒音

施設の稼働による騒音の調査、予測及び評価の手法を表 5. 1-9(1)～(2)に示す。

表 5. 1-9(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分	騒音 レベル			
騒音	騒音 レベル	施設 の 稼 働	1 調査すべき情報 (1)環境騒音の状況 (2)地表面の状況	騒音の状況のほか、騒音の伝搬に影響を及ぼす地表面の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）で定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」 (2)地表面の状況 【現地調査】 草地、舗装面等の地表面の状況を調査し、調査結果の整理を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点（ENV1～ENV4）とする（図 5. 1-3 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5. 1-10 に示す。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する時期の平日及び休日の各 1 日（24 時間）とする（計 2 回）。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-9(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論計算による予測を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設の稼働が騒音の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、騒音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、騒音規制法に基づく規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と騒音の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-10 調査地点の選定理由（騒音・振動、低周波音）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
環境騒音・振動、 低周波音	ENV1	北側住居	対象事業実施区域北側の最寄り集落を代表する地点（北西約 670m）
	ENV2	東側住居	対象事業実施区域東側の最寄り集落を代表する地点（東約 350m）
	ENV3	南側住居	対象事業実施区域南側の最寄り集落を代表する地点（南約 600m）
	ENV4	西側住居	対象事業実施区域西側の最寄り集落を代表する地点（南西約 1,000m）
道路交通騒音・振動	RNV1	国道 140 号	国道 140 号沿道（甲府市側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV2	国道 140 号	国道 140 号沿道（市川三郷町側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV3	県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（中央市側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV4	県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（市川三郷町側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV5	県道 29 号	県道 29 号甲府中央右左口線沿道（中央市側）の騒音・振動の状況を代表する地点。

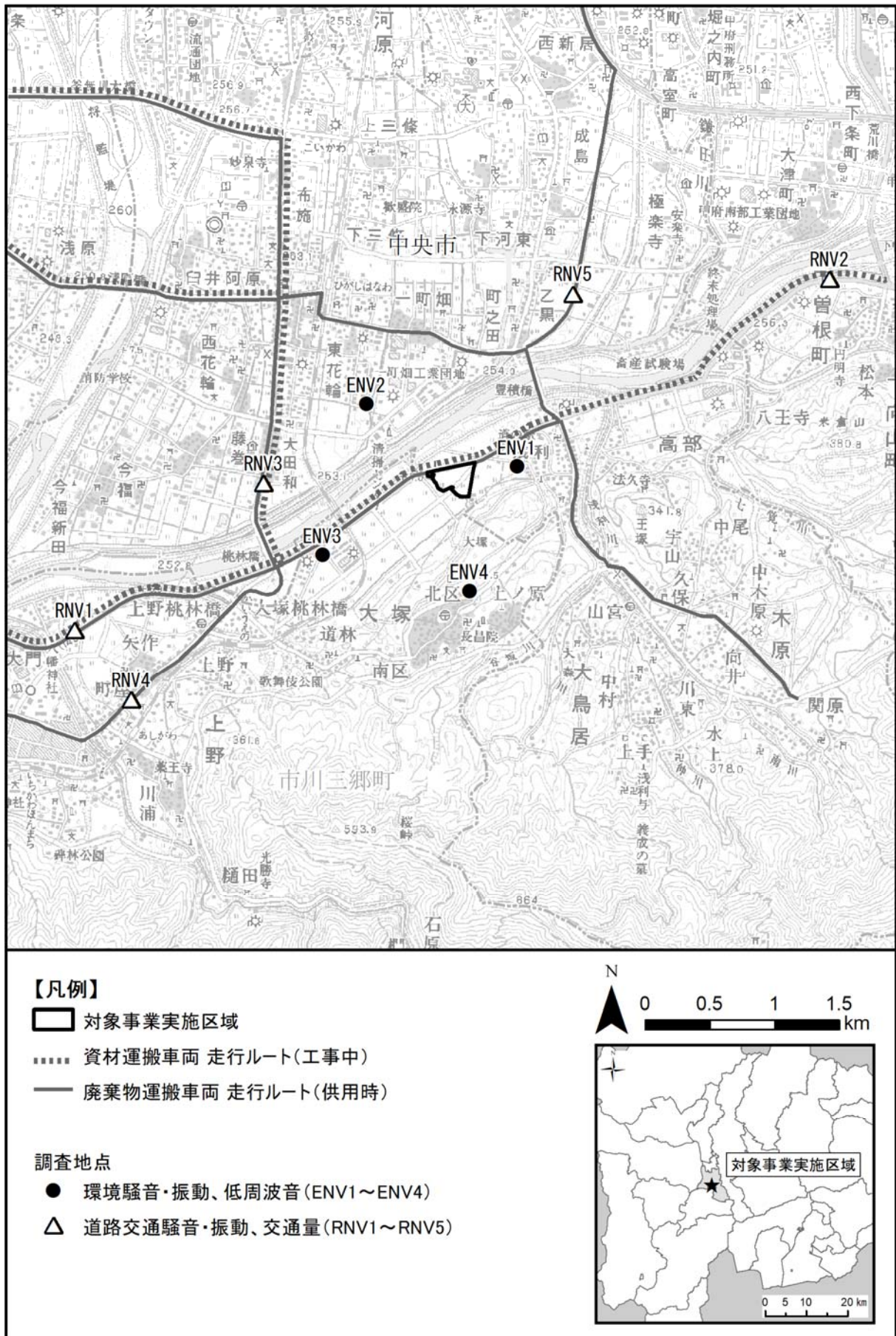


図 5.1-3 調査地点 (騒音・振動、低周波音)

5.1.4 低周波音

(1) 施設の稼働による低周波音

施設の稼働による低周波音の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-11(1)～(2)に示す。

表 5.1-11(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による低周波音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
低周波音	低周波音 圧レベル	施設の 稼働	1 調査すべき情報 (1)低周波音の状況	低周波の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)低周波音の状況 【現地調査】 低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月環境庁大気保全局）に定める方法とする。	低周波の状況を把握する一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による低周波音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)低周波音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の4地点（ENV1～ENV4）とする（図5.1-3参照）。なお、調査地点の選定理由を表5.1-10に示す。	調査地域における低周波音の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1)低周波音の状況 【現地調査】 低周波音の状況を代表する時期の平日及び休日の各1日（24時間）とする（計2回）。	調査地域における低周波音の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-11 (2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による低周波音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
低周波音	低周波音圧レベル	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論計算による予測を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働が低周波音の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設の稼働による低周波音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、低周波音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果のうち G 特性音圧レベルについて、一般環境中に広く存在し、人が低周波音を感じ始めるとされる感覚閾値の約 90dB との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と低周波音の感覚閾値との整合性を踏まえた検討による手法とした。

5.1.5 振 動

(1) 建設機械の稼働による振動

建設機械の稼働による振動の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-12(1)～(2)に示す。

表 5.1-12(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振 動	振 動 レ ベル	建 設 機 械 の 稼 働	1 調査すべき情報 (1) 環境振動の状況 (2) 地形・地質の状況	振動の状況のほか、振動の伝搬に影響を及ぼす地形・地質の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)で定められた JIS Z 8735「振動レベル測定方法」 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図、表層地質図、既存のボーリング調査結果等を収集し、整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	振動の影響を受けると予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点 (ENV1～ENV4) とする (図 5.1-3 参照)。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-10 に示す。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する時期の平日の各 8:00～19:00 (11 時間) とする (計 1 回)。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-12(2) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	建設機械の稼働	6 予測の基本的な手法 振動の伝搬予測の式を用いる。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	建設機械の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域周辺とする。	建設機械の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とする。	工事の施工中の建設機械の稼働による影響が最大となる時期、
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、振動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、特定建設作業に対する振動の規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と振動の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(2) 車両の走行による振動

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による振動の調査、予測及び評価の手法を表 5. 1-13(1)～(3)に示す。

表 5. 1-13(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	工事中… 資機材の運搬車両の走行、 存在・供用時… 廃棄物運搬車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p> <p>(4) 地盤の状況</p>	振動の状況及び振動の影響を受ける沿道の状況、並びに振動の発生と伝搬に影響を及ぼす道路構造、交通量、地盤の状況を選定した。
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査は以下に示す方法による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)で定められた JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」 <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の沿道において、環境保全についての配慮が必要な施設や住居の配置状況等を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」により情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路構造は、現地で確認し、道路幅等を計測する。</p> <p>交通量は、方向別、車種別に交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(4) 地盤の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>大型車の単独走行時に振動レベル計 (JIS C 1510) を用いて測定し、1/3 オクターブバンド分析器により解析する。</p>	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			<p>3 調査地域</p> <p>資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とする。</p>	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を受けるおそれがある地域とした。

表 5.1-13(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	4 調査地点 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 車両の走行ルート沿道の 5 地点 (RVN1～RVN5) とする (図 5.1-3)。なお、調査地点の選定理由は表 5.1-10 に示すとおりである。 (2) 沿道の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」による情報の調査地点とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (4) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における振動等状況を適切に把握できる地点として、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の主要な車両走行ルートを代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 道路交通振動の状況を代表する時期の平日 1 日を対象に、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)及び自動車交通振動の要請限度(昭和 54 年山梨県告示第 102 号)で示される時間区分に基づく昼間(8 時～19 時)に測定する。 (2) 沿道の状況 【現地調査】 任意の時期 1 回とする。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 道路構造は、任意の時期 1 回とする。交通量は、「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ時期とする。 (4) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ時期とする。	調査地域における振動等の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-13(3) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	工事中・資機材の運搬車両の走行、存在・供用時・廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 振動の伝搬予測の式を用いる。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	車両の走行が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち、各走行ルートを代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 (1)資機材の運搬車両の走行による影響 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行による影響 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両の走行による影響が最大となる時期、及び事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、振動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、沿道に適用される振動の要請限度との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と沿道の振動について要請限度との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(3) 施設の稼働による振動

施設の稼働による振動の調査、予測及び評価の手法を表 5. 1-14(1)～(2)に示す。

表 5. 1-14(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 環境振動の状況 (2) 地形・地質の状況	振動の状況のほか、振動の伝搬に影響を及ぼす地形・地質の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）で定められた JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図、表層地質図、既存のボーリング調査結果等を収集し、整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	振動の影響を受けると予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点（ENV1～ENV4）とする（図 5. 1-3 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5. 1-10 に示す。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する時期の平日及び休日の各 1 日（24 時間）とする（計 2 回）。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-14(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 振動の伝搬予測の式を用いる。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、振動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、振動規制法に基づく規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と振動の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

5.1.6 水質汚濁

(1) 造成等による水質汚濁への影響

造成等による水質汚濁への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-15(1)～(2)に示す。

表 5.1-15(1) 調査、予測及び評価の手法（造成等による水質汚濁への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水質汚濁	浮遊物質 質量	造成等の 施工による 一時的な影 響	1 調査すべき情報 (1)浮遊物質の状況 (2)降雨の状況 (3)土質の状況	現況の浮遊物質 量の状況を把握 するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)浮遊物質の状況 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年、環境庁告示 第 59 号)に定める方法により浮遊物質を測定する。なお、調査 に際しては、「河川砂防技術基準 調査編」(平成 24 年、国土交通 省)に定める方法により採水時における河川流量及び水温を記録 する。 (2)降雨の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府地域気象観測所の情報の収集並 びに当該情報の整理及び解析を行う。 (3)土質の状況 【現地調査】 土壌を採取し、土壌沈降試験(試料の調整は JIS A 1201 に準拠 し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する)を行う。	事業特性や地域 特性を踏まえて、 「水質汚濁に係 る環境基準につ いて」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)に記載されて いる一般的な手 法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域周辺の河川とする。	濁水による影響 が及ぶおそれの ある地域とした。
			4 調査地点 (1)浮遊物質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺の河川及び沢の 3 地点 (WP1～ WP3)とする(図 5.1-4 参照)。なお、調査地点の選定理由は表 5.1-16 に示すとおりである。 (2)降雨の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府地域気象観測所の情報の調査地 点とする。 (3)土質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点 (WS1) とする(図 5.1-4 参照)。 調査地点の選定理由は表 5.1-16 に示すとおりである。	調査地点は、対象 事業実施区域及 びその周辺の河 川等とし、敷地か らの排水の流入 が想定される水 路・河川を対象に 設定した。
			5 調査期間等 (1)浮遊物質の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回及び調査期間中の降雨時 2 回 (計 6 回)とする。 (2)降雨の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3)土質の状況 【現地調査】 調査期間中の 1 回とする。	年間を通じた水 質の状況を適切 に把握出来る期 間とした。

表 5.1-15(2) 調査、予測及び評価の手法（造成等による水質汚濁への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水質汚濁	浮遊物質量	造成等の 施工による 一時的な影響	6 予測の基本的な手法 造成時に河川等公共用水域に流入する雨水排水の浮遊物質量の濃度及び負荷量を把握し、事例の引用又は解析により行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	濁水による影響が及ぶおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の河川等とし、敷地からの排水の流入が想定される水路・河川を対象に設定した。
			9 予測対象時期等 工事期間中のうち造成が行われる時期とする。	濁水による影響が最大なる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、水質に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、浮遊物質量に関する環境基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と水質の環境基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-16 調査地点の選定理由（水質）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
水質	WP1	下流側水路 1	対象事業実施区域からの排水が排出される可能性のある水路を代表する地点。
	WP2	下流側水路 2	対象事業実施区域からの排水が排出される可能性のある水路を代表する地点。
	WP3	合流後水路	対象事業実施区域周辺を流れる水路の合流後を代表する地点。
土質	WS1	対象事業実施区域	対象事業実施区域内の地点。

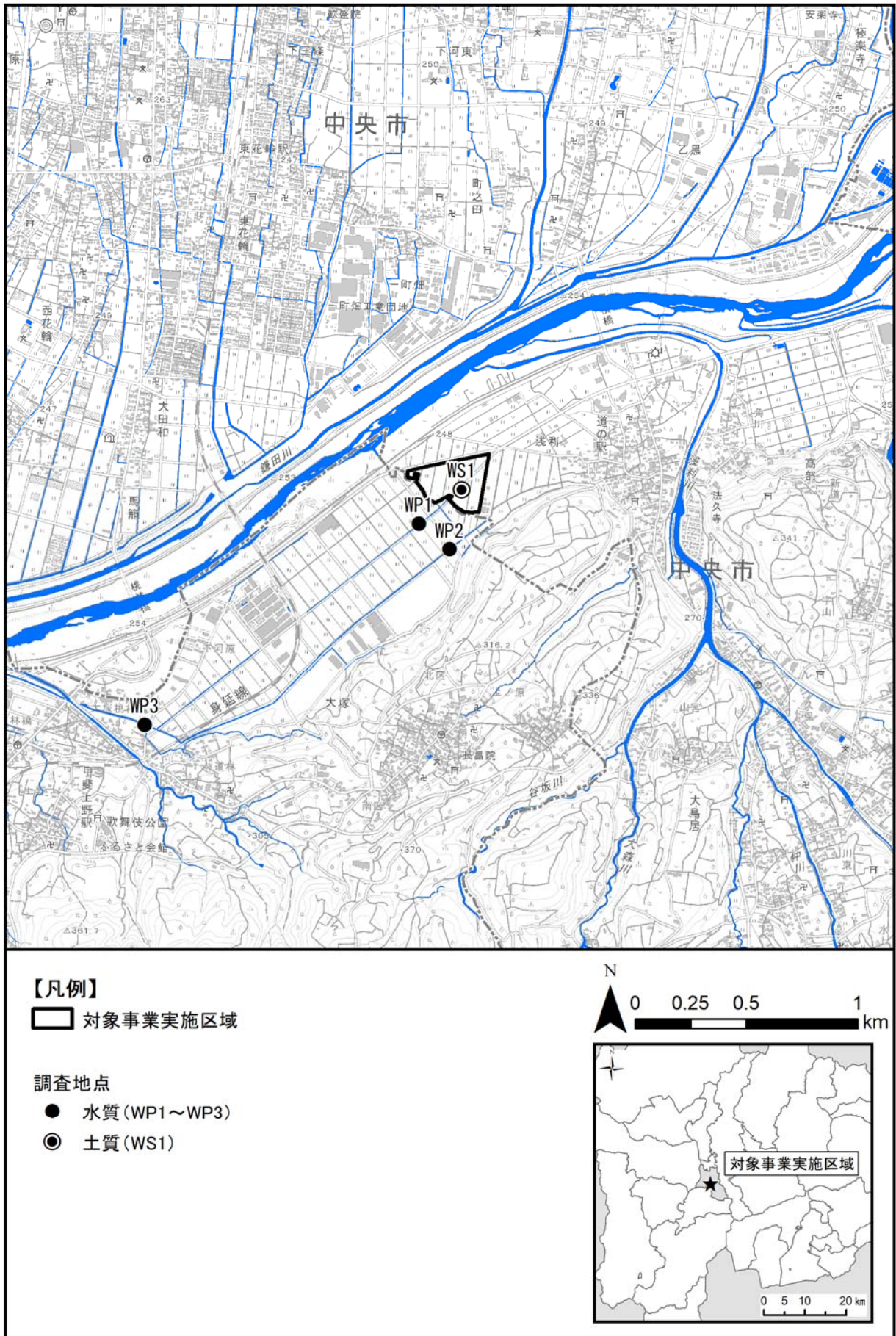


図 5.1-4 調査地点（水質）

5.1.7 水 象

(1) 施設の存在による表流水への影響

施設の存在による表流水への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-17(1)～(2)に示す。

表 5.1-17(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による表流水への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	表流水	施設の存在	1 調査すべき情報 (1)河川、農業用水路等の水象 流域、流量等の状況 (2)降水量の状況	水象の状況のほか、水象に影響を及ぼす降水量の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)河川、農業用水路等の水象 【文献その他の資料調査】 地形図等の情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 河川水質の現地調査時における流量を整理する。 (2)降水量の状況 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。	表流水の状況を適切に把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が水象に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			4 調査地点 (1)河川、農業用水路等の水象 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 河川水質の現地調査地点と同じ地点とする。 (2)降水量の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の河川等とし、施設からの排水の流入が想定される水路・河川を対象に設定した。
			5 調査期間等 (1)河川、農業用水路等の水象 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 河川水質の現地調査と同じとする（春季・夏季・秋季・冬季の各1回、及び調査期間中の降雨時2回の計6回） (2)降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	年間を通じた水象の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-17(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による表流水への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	表流水	施設の存在	6 予測の基本的な手法 周辺の集水面積、計画施設の環境保全対策を踏まえた定性的な予測とする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が水象に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の河川等とし、施設からの排水の流入が想定される水路・河川を対象に設定した。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、表流水の水象に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

(2) 施設の稼働による地下水位への影響

施設の稼働による地下水位への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-18(1)～(2)に示す。

表 5.1-18(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地下水位への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	地下水位	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水象の状況 (2) 地形・地質の状況 (3) 降水量の状況	地下水の水象の状況のほか、水象に影響を及ぼす地形・地質及び降水量の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 地下水の水象の状況 【文献その他の資料調査】 既存のボーリング調査結果のほか、調査地域における地下水位に関する情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 観測井戸において、水位計及び自記式水位計を用いて地下水位を計測する方法とする。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図等の資料を収集・整理・解析する。 (3) 降水量の状況 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。	地下水位等の状況を適切に把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が地下水位に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			4 調査地点 (1) 地下水の水象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内の観測孔 1 地点 (WS1)、及びその周辺 2 地点 (WS2～WS3) の計 3 地点とする (図 5.1-5 参照)。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域およびその周辺とする。 (3) 降水量の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 地下水の水象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内は 1 年間の連続測定とする。 また、周辺 2 地点は月 1 回の 12 回観測とする。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3) 降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	年間を通じた地下水位の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-18(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地下水位への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
水象	地下水位	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 調査結果、対象事業実施区域周辺における地下水取水量、事業計画及び環境保全対策を踏まえた定性的予測とする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が地下水位に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、地下水位に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

表 5.1-19 調査地点の選定理由（地下水位）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地下水位	WS1	対象事業実施区域	対象事業実施区域を代表する地点。
	WS2	対象事業実施区域東側	対象事業実施区域東側地域を代表する地点。
	WS3	対象事業実施区域南西側	対象事業実施区域南西側地域を代表する地点。

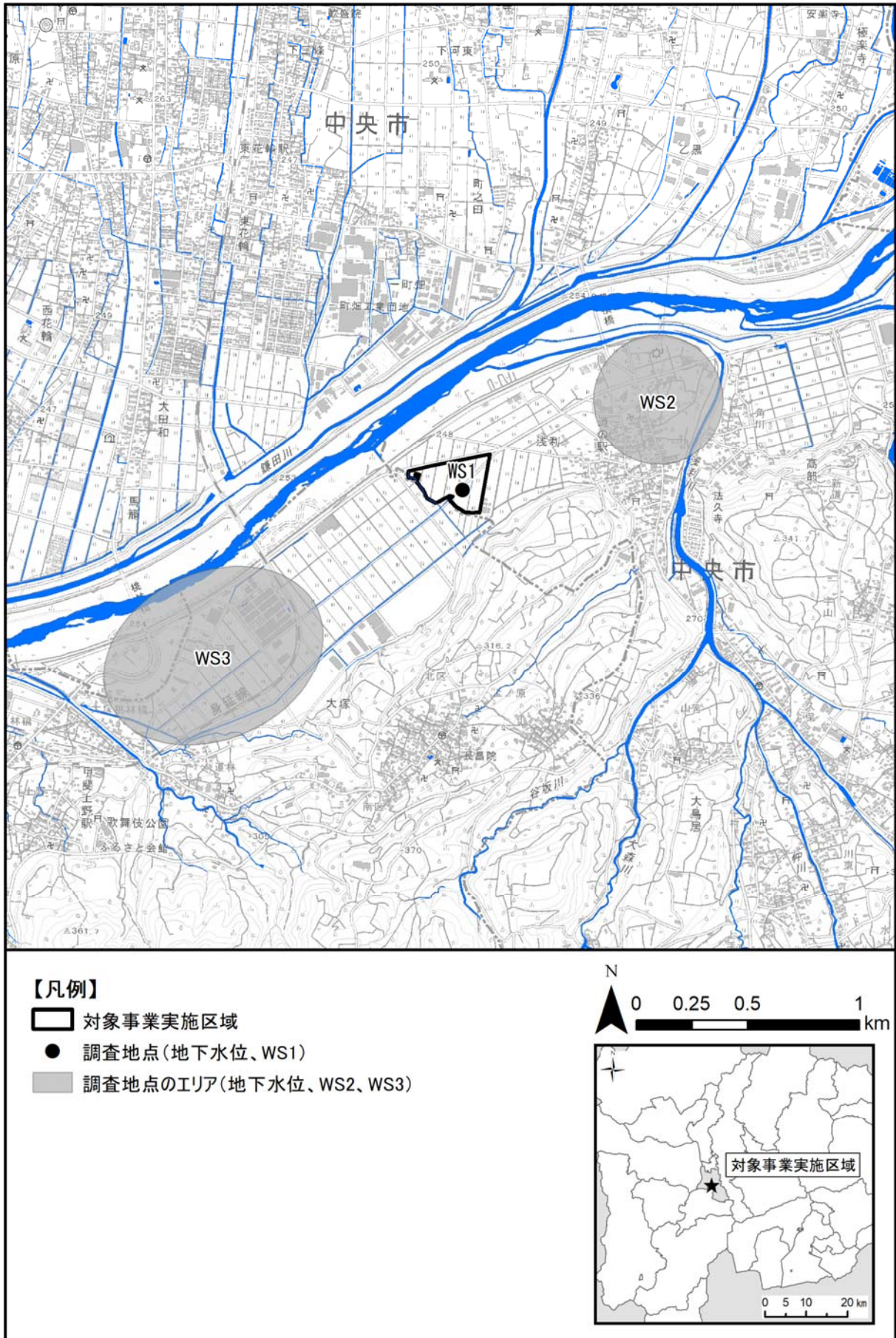


図 5.1-5 調査地点 (地下水位)

5.1.8 地盤沈下

(1) 施設の稼働による地盤沈下への影響

施設の稼働による地盤沈下への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-20(1)～(2)に示す。

表 5.1-20(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地盤沈下への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分	項目の区分			
地盤沈下	地盤沈下	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1)地盤沈下の状況 (2)地形・地質の状況 (3)地下水の状況	地盤沈下の状況のほか、地盤沈下に影響を及ぼす地形・地質の状況、及び関連する項目として地下水の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 甲府盆地における地盤沈下情報を収集・整理・解析する方法。 (2)地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図等の情報を収集・整理・解析する方法 (3)地下水の状況 【現地調査】 地下水の水象に関する現地調査結果を整理する。	地盤沈下の状況等を適切に把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働により地盤沈下に影響が生じるおそれがある地域とした
			4 調査地点 (1)地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 甲府盆地とする。 (2)地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (3)地下水の状況 【現地調査】 地下水の水象に関する現地調査地点とする。	調査地域における地盤沈下の状況が把握できる地点とした。
			5 調査期間等 (1)地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2)地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3)地下水の状況 【現地調査】 地下水の水象に関する現地調査地点とする。	調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握できる期間とした。

表 5.1-20(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地盤沈下への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
地盤沈下	地盤沈下	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 地下水位の調査結果を踏まえた定性的な予測とする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働により地盤沈下に影響が生じるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における地盤沈下の状況が把握できる地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、地盤沈下に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

5.1.9 土壌汚染

(1) 施設の稼働による土壌汚染への影響

施設の稼働による土壌汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-21(1)～(2)に示す。

表 5.1-21(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による土壌汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
土 壌 汚 染	ダ イ オ キ シ ン 類	施 設 の 稼 働	1 調査すべき情報 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 (2) 土壌汚染の状況（ダイオキシン類）	土壌汚染の状況及びそれに影響する過去の土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 過去の地形図及び航空写真等を確認する方法とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。） ・土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）	土壌汚染対策法ガイドライン(改訂第 3 版)等)に示される一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働により土壌汚染への影響が生じる恐れのある地域とした。
			4 調査地点 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の 1 地点及びその周辺 4 地点（E1～E5）とする（図 5.1-6 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-22 に示す。	調査地域における土壌汚染の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺の住宅地を代表する地点とした。対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 調査期間中の 1 回とする。	土壌汚染の状況が適切に把握出来る時期とした。

表 5.1-21(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による土壤汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
土壤汚染	ダイオキシン類	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 大気汚染の予測結果を踏まえた定性的予測とする。 複数案としては、煙突の高さとする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働により土壤汚染への影響が生じる恐れのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地域における土壤汚染の状況を適切に把握できる地点として対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となった時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、土壤汚染に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

表 5.1-22 調査地点の選定理由（土壤）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
土壤 (ダイオキシン類)	E1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
	E2	北側住宅地	対象事業実施区域から北方向に約 1.4km、北側の住宅地を代表する地点。
	E3	東側住宅地	対象事業実施区域から東方向に約 1.2km、東側の住宅地を代表する地点。
	E4	南側住宅地	対象事業実施区域から南方向に約 0.9km、南側の住宅地を代表する地点。
	E5	西側住宅地	対象事業実施区域から西方向に約 1.4km、南側の住宅地を代表する地点。

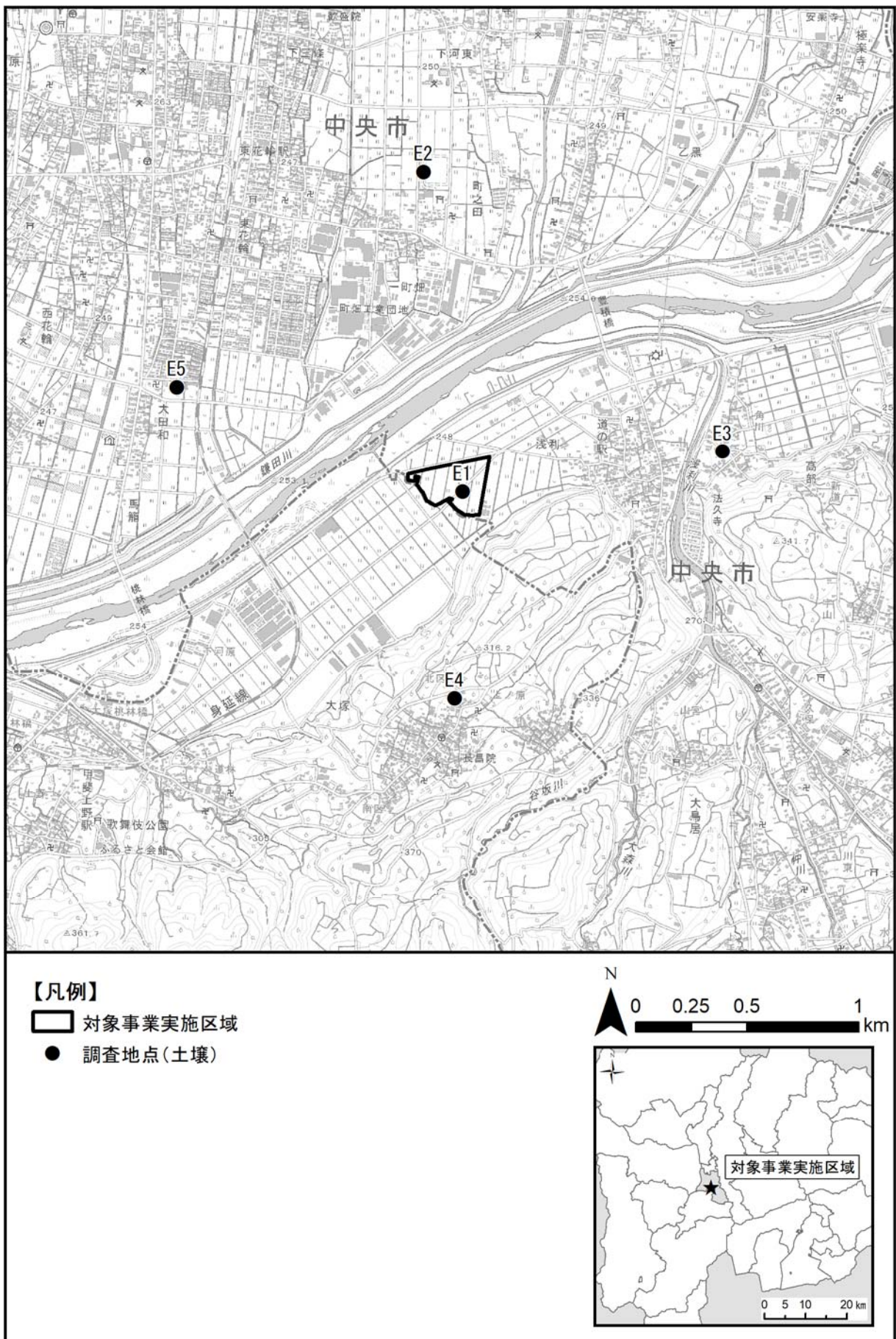


図 5.1-6 調査地点 (土壌)

5.1.10 日照阻害

(1) 施設の存在による日照阻害

施設の存在による日照阻害の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-23(1)～(2)に示す。

表 5.1-23(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による日照阻害）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
日照 阻害	日照 阻害	施設 の 存在	1 調査すべき情報 (1) 地形、工作物の状況 (2) 日影の状況	日影の状況のほか、日陰の形成に影響する地形・工作物の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 地形、工作物の状況 【文献その他の資料調査】 地形図等の資料を収集・整理・解析する方法。 (2) 日影の状況 【現地調査】 写真撮影による方法。	対象事業実施区域における地形と日陰の状況を把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在による日照阻害が環境に影響を及ぼすと予想される地域
			4 調査地点 (1) 地形、工作物の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 日影の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の北側敷地境界付近の1地点(SP1)とする(図5.1-7参照)。	施設による影の影響が大きいと考えられる地点とした。
			5 調査期間等 (1) 地形、工作物の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 日影の状況 【現地調査】 冬至日に近い晴天日の1日(1回)	対象事業実施区域における地形と日照の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-23(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による日照阻害）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
日照 阻害	日照 阻害	施設 の 存在	6 予測の基本的な手法 日影図及び天空図を作成する方法とする。 複数案は建物の配置及び構造とする。	日照阻害の影響 を予測する一般 的な手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在によ る日照阻害が環 境に影響を及ぼ すと予想される 地域
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設による影の 影響を受ける北 側の1地点とし た。
			9 予測対象時期等 対象事業に関する施設建物が建設された時期とする。	事業の実施後事 業活動が定常に 達した時期とし た。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測の結果に基づき、日照阻害に係る環境影響について、実行 可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われ ているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、建築基準法に基づく日影に関す る規制との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、 回避・最小化・代 償に係る評価と 建築基準法に基 づく規制との整 合性を踏まえた 検討による手法 とした。

表 5.1-24 調査地点の選定理由（日照）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
日 照	SP1	対象事業実施区域北側	対象事業実施区域の北側敷地境界に近接し、日陰の影響が最大になると考えられる地点。

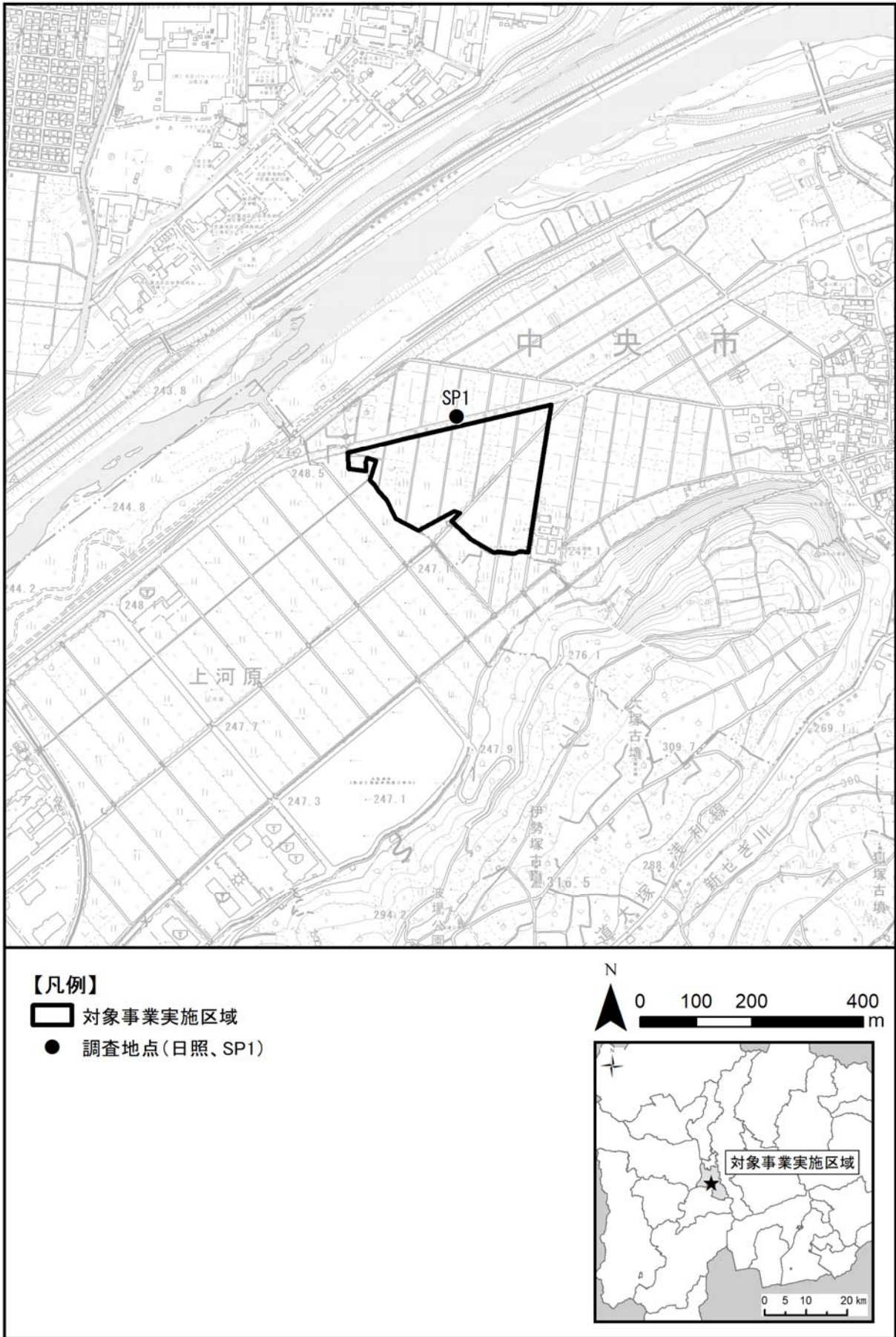


图 5.1-7 調査地点（日照）

5.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.2.1 植物・動物

(1) 陸上植物への影響

(工事中：造成等の施工による陸上植物への影響、存在・供用時：施設の存在)

陸上植物への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.2-1 (1)～(2)に示す。

表 5.2-1 (1) 調査、予測及び評価の手法（陸上植物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・ 動物	陸上 植物	工 事 中 … 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響 存 在 … 供 用 時 … 施 設 の 存 在	1 調査すべき情報 (1)植物相 種子植物、シダ植物、その他の植物 (2)植生の状況 現存植生、群落構造、潜在自然植生 (3)保全すべき植物種、植物群落の生育状況	現況の植物相及び植生の生育の状況及び生育環境の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、当該地域に生育する可能性のある植物相及び植生の状況を把握する。 【現地調査】 表 5.2-2 に示す方法により、現地の植物相の状況を調査する。 (2)重要な種及び重要な群落の分布・生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、重要な種及び重要な植物群落の分布・生育の状況及び生育環境の状況を把握する。 【現地調査】 現地調査により得られた重要な種及び重要な群落の保全すべき理由・分布状況及び生育環境を整理する。	「道路環境影響評価の技術手法」「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「自然環境アセスメント技術マニュアル」「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。なお、調査範囲は対象事業実施区域及びその周辺 200m とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			4 調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 調査範囲は図 5.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺 200m とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			5 調査期間等 (1)植物相 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 調査期間は、地域特性を踏まえて表 5.2-2 に示す期間とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」等に記載されている一般的な時期とした。 植生については植生が発達する時期とした。

表 5.2-1(2) 調査、予測及び評価の手法（陸上植物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	陸上植物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響、	6 予測の基本的な手法 保全すべき植物種、植物群落について、生育確認地点及び既存資料調査結果から把握される生育環境と、事業計画との重ね合わせにより、事業による改変の程度を定量的に把握することにより行う。	影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	植物の生育・生育環境に影響が及ぶおそれのある地域
			8 予測地点 「3 調査地域」と同じ地域とする。	植物の生育・生育環境に影響が及ぶおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響 工事期間中における植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の存在 施設の稼働開始後、植物の生育環境が安定する時期とする	重要な種及び重要な群落に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、重要な種及び重要な群落に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.2-2 調査内容及び調査期間等（陸上植物）

調査項目	調査内容	調査期間等
植物相	調査地域の範囲を対象に、樹林、草地等の多様な環境を網羅するように設定した調査ルートを踏査する。新たな環境が確認された場合は、随時補足的に踏査する。 踏査により確認された植物種（シダ植物及び種子植物等）と生育状況等を調査票に記録する。 現地での同定を基本とするが、困難な場合は一部を標本として持ち帰り同定を行う。なお、保全すべき植物種の可能性がある場合は写真撮影に留める。	春季、初夏、夏季、秋季の各1回(計4回)
植生	ブラウーン-ブランケの植物社会学的手法により実施する。 植生図の作成は、文献その他の資料、空中写真等を用いて予め作成した植生判読素図をもとに、現地調査により補完し作成する。 現地調査は、植生判読素図をもとに設定した各植物群落を代表する地点において、植物社会学的手法により、コドラート内に生育する植物の被度・群度を記録することにより行う。コドラートの調査地点は分布面積等を考慮し、各植生凡例に1～5地点程度設定する。	夏季、秋季の各1回(計2回)

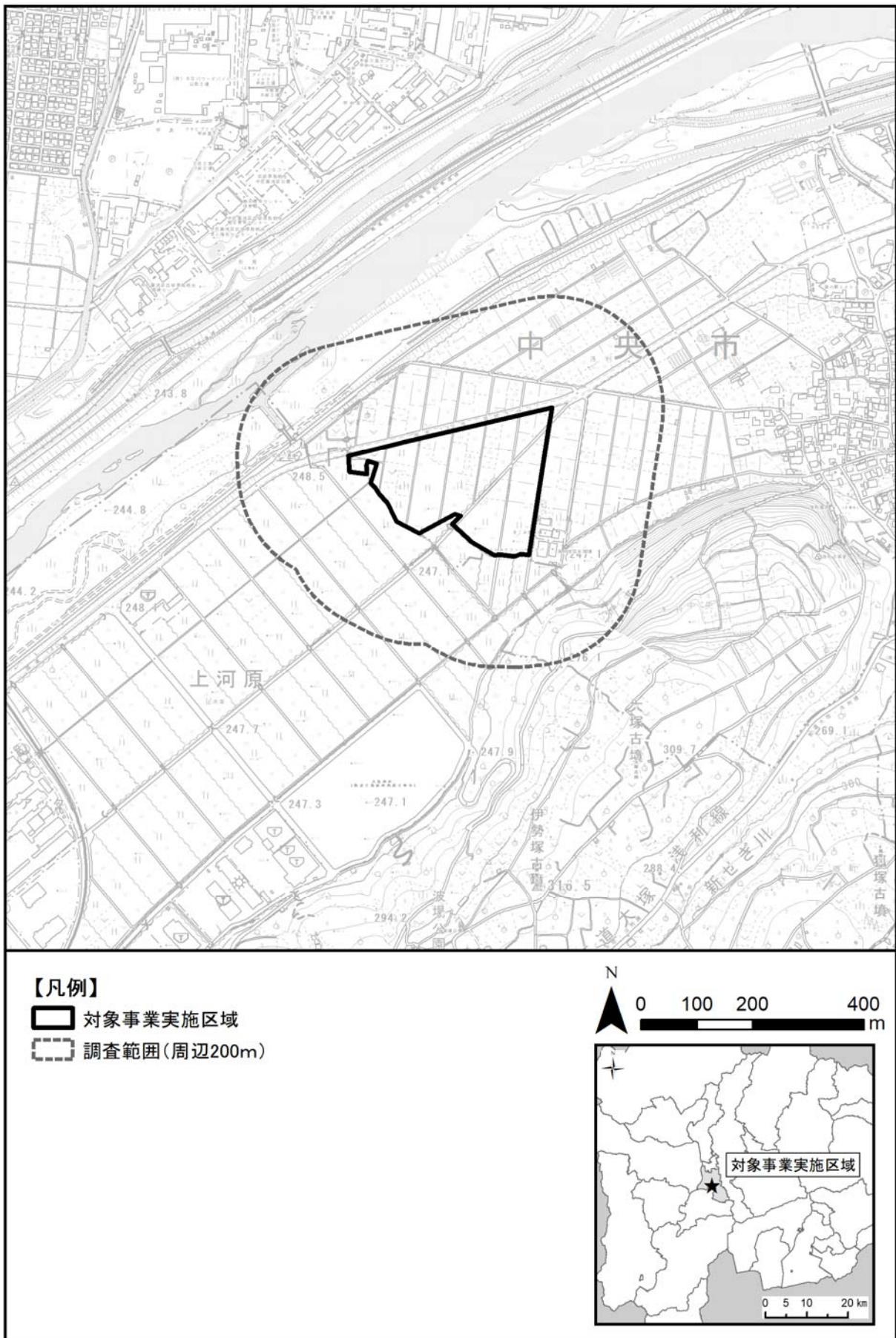


图 5.2-1 現地調査範囲（陸上植物）

(2) 陸上動物への影響

(工事中：造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行、
存在・供用時：施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行)

陸上動物への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5. 2-3 (1)～(2)に示す。

表 5. 2-3 (1) 調査、予測及び評価の手法（陸上動物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	陸上動物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響／建設機械の稼働／資機材の運搬車両の走行	1 調査すべき情報 (1) 哺乳類、鳥類（一般鳥類）、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類、陸産貝類に関する動物相の状況 (2) 保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況	現況の陸上動物の生息の状況及び生息環境の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1) 動物相の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、当該地域に生息する可能性のある動物相の状況を把握する。 【現地調査】 表 5. 2-4 (1)～(2)に示す方法により、現地の動物相の状況を調査する。 (2) 保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を把握する。 【現地調査】 動物相の状況の現地調査において確認された種から保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を整理する。	「道路環境影響評価の技術手法」、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「自然環境アセスメント技術マニュアル」「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 ・対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲 ・猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺 1km の範囲とし、確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大を検討する。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「猛禽類保護の進め方（改定版）」を参照し、設定した。
			4 調査地点 (1) 動物相 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 調査地点は、調査地域の地形・植生等の環境を考慮し、図 5. 2-2～図 5. 2-5 に示す地点とした。なお、調査地点の選定理由は表 5. 2-5～表 5. 2-8 に示すとおりである。 (2) 保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 動物相と同じとする。 【現地調査】 動物相と同じとする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「改訂版猛禽類保護の進め方」を参照し、設定した。 動物相を把握するため、調査地域の環境を網羅できる地点又はルートとした。

表 5.2-3(2) 調査、予測及び評価の手法（陸上動物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	陸上動物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響／施設の稼働／廃棄物運搬車両の走行	5 調査期間等 (1)動物相 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 調査期間は、地域特性並びに調査対象の特性を踏まえて、表 5.2-4(1)～(2)に示す期間とした。	期間については、事業特性や地域特性並びに各分類群の生態的特性を踏まえて、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」等に記載されている一般的な時期とした。
			6 予測の基本的な手法 保全すべき動物について、事業による分布・個体数及び生息環境等の変化を、文献その他資料による類似事例等の引用又は解析により推定し、影響を予測する。	影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を確定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	動物の生息・生息環境に影響が及ぶおそれのある地域
			8 予測地点 「4 調査地域」と同じ地域とする。	動物の生息・生息環境に影響が及ぶおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 工事期間中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行 計画施設の稼働開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。	動物に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.2-4(1) 陸上動物の現地調査手法（陸上動物への影響）

調査対象	調査手法	調査内容	調査時期・回数
哺乳類	任意観察法 フィールドサイン法	調査範囲を踏査し、目撃及び死体等を確認した場合は、その種名、位置、個体数を記録する。また、生息個体の足跡、糞、食痕等の痕跡（フィールドサイン）を確認し、その位置を記録する。なお、保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。	春季、夏季、 秋季、冬季 の各1回（計4回）
	自動撮影調査	けもの道として利用しそうな環境にセンサーカメラを設置し、けもの道を利用する動物を確認する。なお、センサーカメラは1晩設置する。	
	トラップ調査	調査地点にシャーマントラップ、必要に応じてかご罠、モルトラップを設置し、ネズミ類等の小型哺乳類を捕獲する。捕獲した種については、種の判定根拠となるよう、種名、性別、体長、個体数等を記録する。なお、シャーマントラップは1地点当たり20個を1晩設置する。	
	コウモリ類調査 (バットディテクター)	夜間に調査範囲内を踏査し、バットディテクターを用いてコウモリ類の生息状況を確認する。	
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法 夜間調査法	調査範囲を任意に踏査し、出現した種名を記録する。保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。また、夜間には夜行性の鳥類を鳴き声により把握する。	春季、繁殖期、 夏季、秋季、 冬季の各1回 (計5回)
	ラインセンス法	調査範囲内のルートを踏査し、出現した種名や個体数等を記録する。調査時間は早朝から午前中にかけて実施する。	
	定点観察法	設定したポイントにおいて、30分間の観察を実施し、周囲半径50m内に出現する鳥類を直接観察、鳴き声等により確認し、種名、個体数、確認位置、飛翔高度等を記録する。	
猛禽類	定点調査 (営巣場所調査)	調査範囲の希少猛禽類の生息状況等を記録する。調査地点は猛禽類を効率よく発見・観察できるように、視野の広い地点や対象事業実施区域周辺の観察に適した地点を選択して配置し、確認状況に応じて地点の移動や新規追加、別途追加調査等を実施する。調査対象の確認時には観察時刻、飛翔経路、個体の特徴、重要な指標行動等（ディスプレイ、繁殖行動、防衛行動、捕食・採餌行動、幼鳥の確認、とまり等）を記録する。	2月～7月の各月2回を 2繁殖期（計24回） ※林内踏査は、必要に応じて、適宜実施する。
	林内踏査 (営巣木・繁殖状況)	定点調査等で繁殖が想定された箇所が確認された場合は林内踏査を実施し、営巣の有無及び営巣環境等を把握する。また、営巣が確認された場合は、調査圧に留意した短時間の観察やビデオ撮影等を実施し、繁殖状況を把握する。	

表 5.2-4(2) 陸上動物の現地調査手法（陸上動物への影響）

調査対象	調査手法	調査内容	調査時期・回数
両生類・爬虫類	直接観察法 任意採集法	調査範囲を踏査し、両生類・爬虫類の鳴き声、卵塊、死骸等の確認により、出現種を記録する直接観察や、たも網等を用いた任意採集を行う。保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。	早春季、春季、夏季、秋季の各1回 (計4回)
昆虫類	直接観察法 任意採集法	調査範囲を踏査し、直接観察するほか、スウィーピング法、ビーティング法等の方法により採集を行う。保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。採集された昆虫類は基本的に室内で同定する。	春季、初夏、夏季、秋季の各1回(計4回)
	ベイトトラップ法	調査地点において、誘引物をプラスチックコップ等に入れ、口が地表面と同じになるように1地点あたり20個埋設し、1晩の設置とする。地表徘徊性の昆虫類を捕獲する。採集された昆虫類は室内で同定する。	
	ライトトラップ法	調査地点において、ブラックライトを用いた捕虫箱(ボックス法)を設置し、夜行性の昆虫を誘引し、採集する。捕虫箱は1箇所あたり1台、夕方から日没時にかけて設置し、1晩の設置とする。採集された昆虫類は室内で同定する。	
陸産貝類	任意採集法	調査範囲を踏査し、直接観察するほか見つけ採り等により採集する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。採集された陸産貝類は基本的に室内で同定する。	春季、初夏、夏季・秋季の各1回(計4回)

表 5.2-5 調査地点の選定理由（哺乳類）

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
トラップ調査 自動撮影調査	MC1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として耕作地植生から2地点、河辺植生から1地点、スギ・ヒノキ植林から1地点、落葉広葉樹林から1地点を設定した。
	MC2	河川草地 (オギ・ヨシ・高茎草本)	
	MC3	水田・放棄水田	
	MC4	スギ・ヒノキ植林	
	MC5	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ等)	

表 5.2-6 調査地点の選定理由（鳥類（一般鳥類））

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
ラインセンサス法	R1	水田、放棄水田、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、河川草地	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、鳥類の状況を適切に把握できるルートとした。
定点観察法	P1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境や眺望の状況を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田の1地点、河川草地の1地点を設定した。
	P2	河川草地	

表 5.2-7 調査地点の選定理由（猛禽類）

調査方法	調査地点	選定理由
定点調査	St. 1	対象事業実施区域の北東に位置し、調査範囲を見わたる定点として設定した。 調査範囲内の環境は主に農耕地であり、南部の丘陵地においても果樹園や畑地が広がる。調査範囲内に営巣環境に適した樹林環境が存在しないと考えられるため、対象事業実施区域周辺の出現状況を確認するため、1 定点を設定した。なお、猛禽類の確認状況によっては、地点数の追加を検討する。

表 5.2-8 調査地点の選定理由（昆虫類）

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
ライトトラップ ベイトトラップ	LB1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田から 2 地点、河川草地生から 1 地点、スギ・ヒノキ植林から 1 地点、落葉広葉樹林から 1 地点を設定した。
	LB2	河川草地 (オギ・ヨシ・高茎草本)	
	LB3	水田・放棄水田	
	LB4	スギ・ヒノキ植林	
	LB5	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ等)	

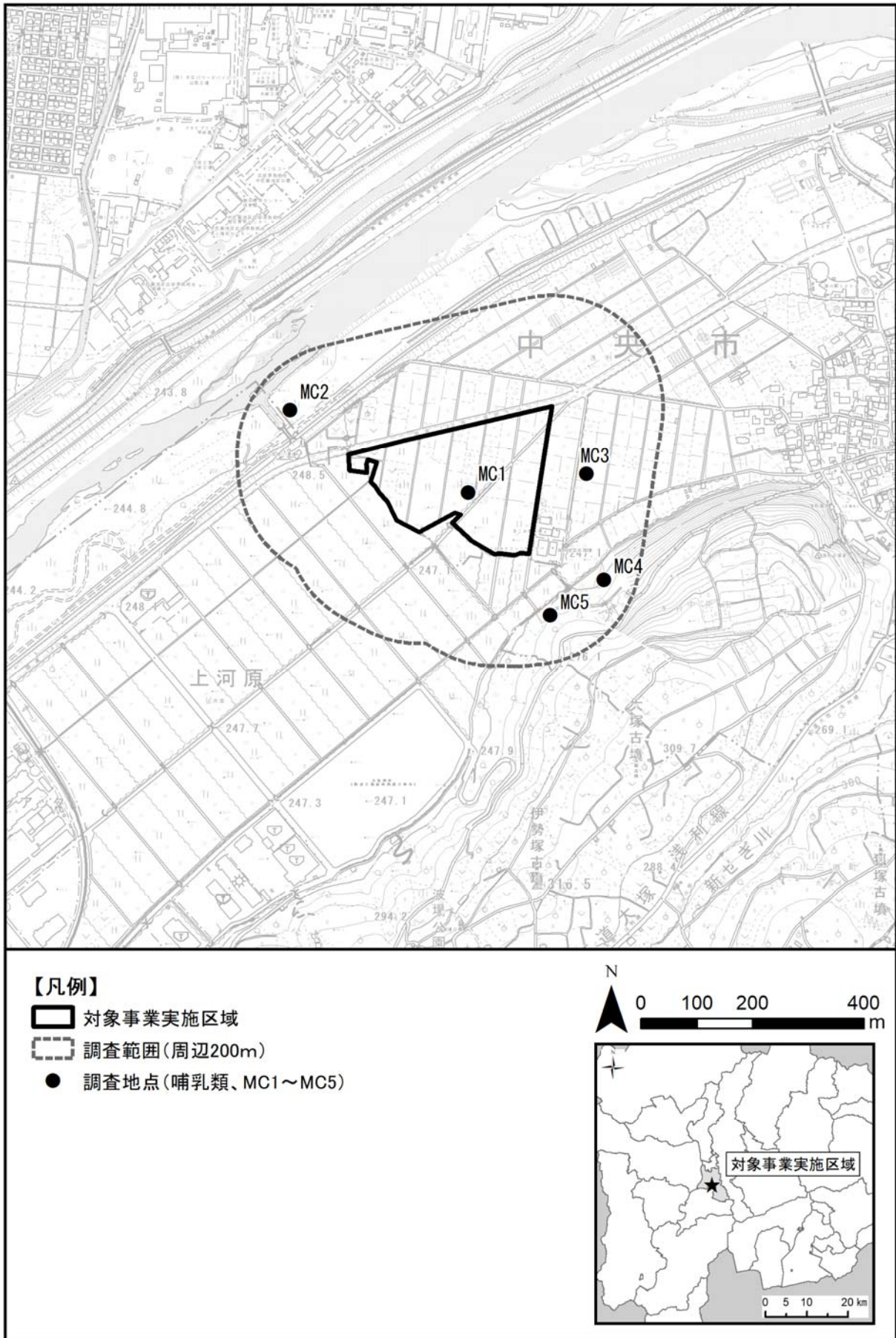


図 5.2-2 現地調査の範囲及び地点（哺乳類）

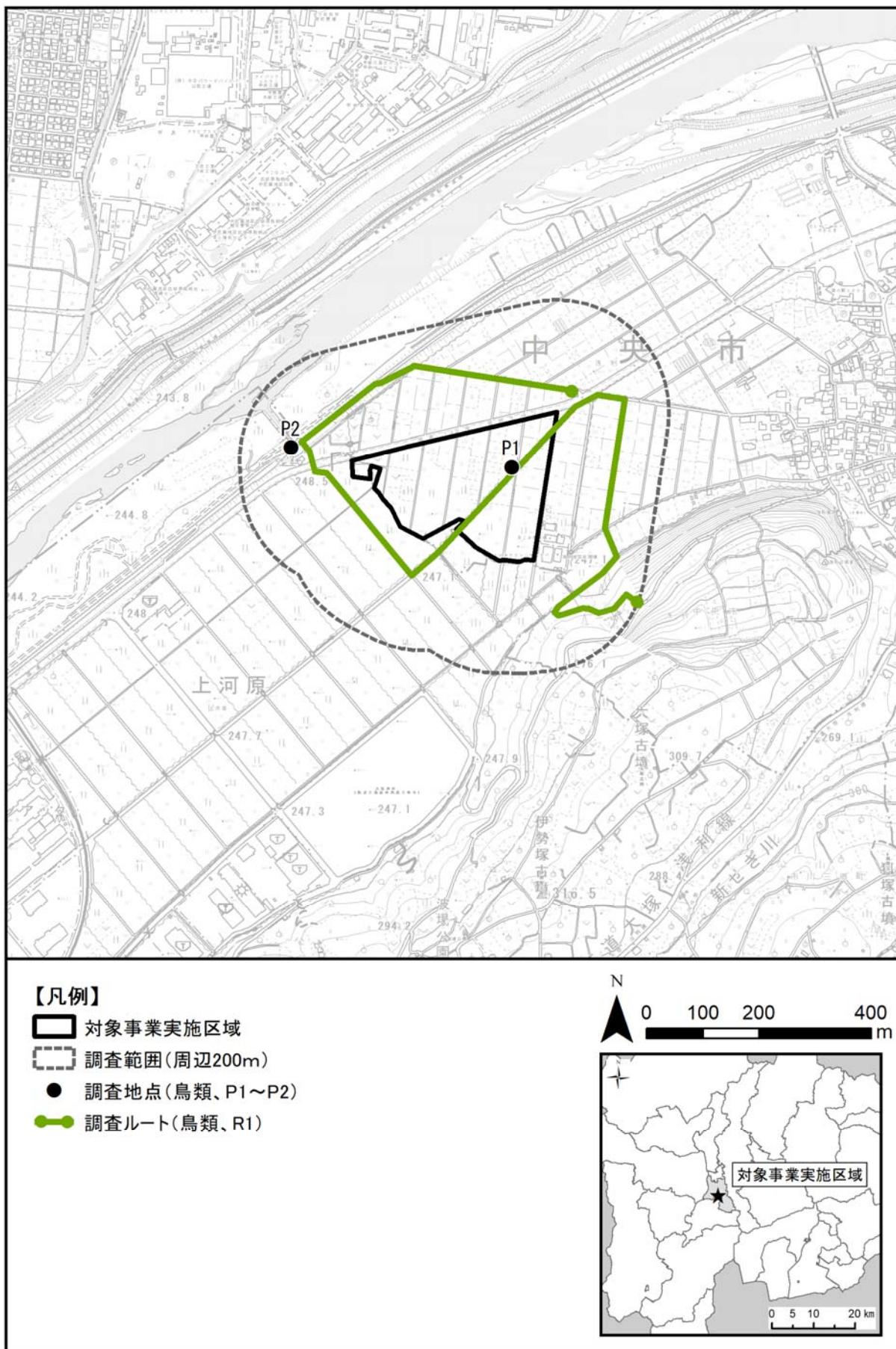


図 5.2-3 現地調査の範囲及び地点（鳥類）

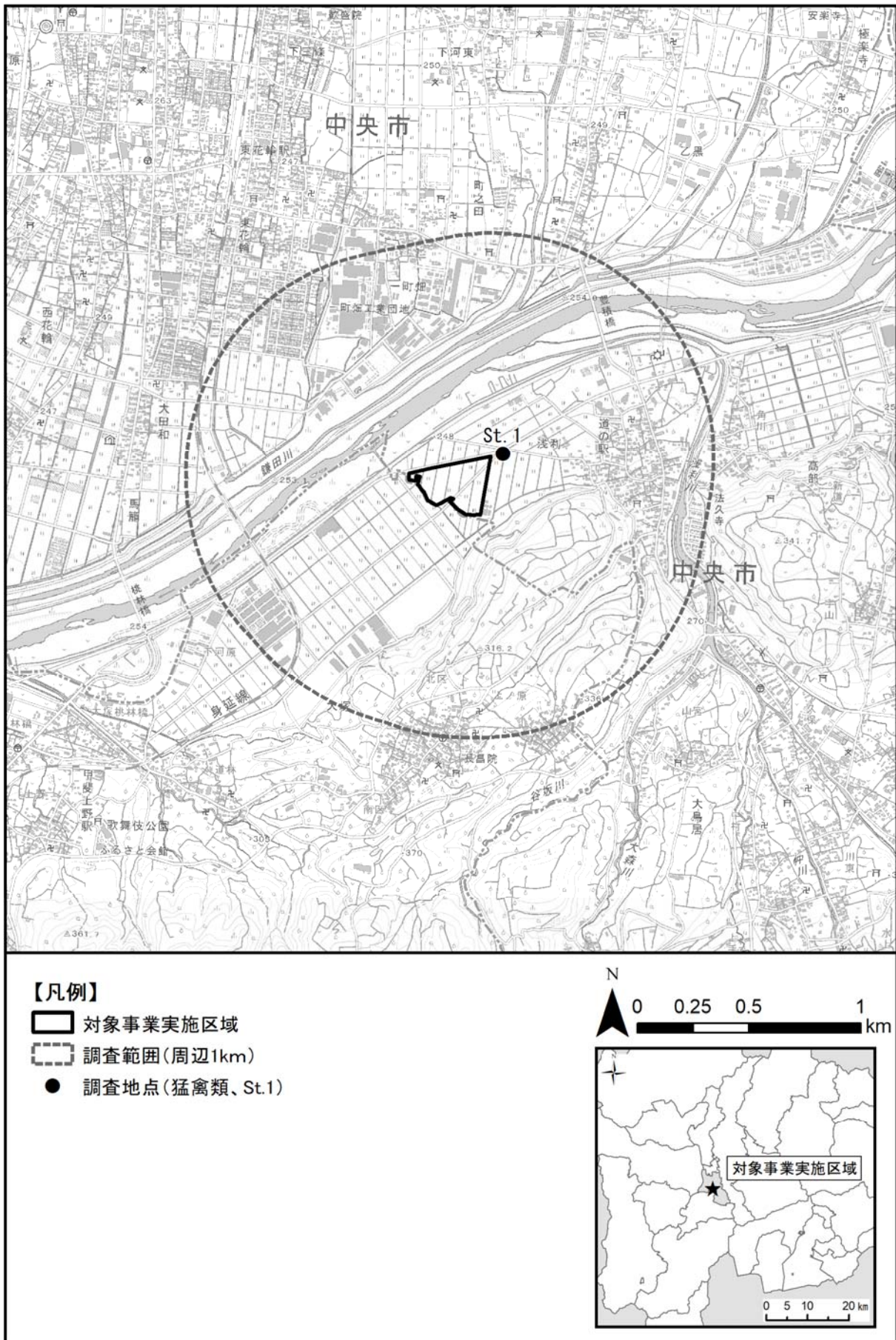


図 5.2-4 現地調査の範囲及び地点（猛禽類）

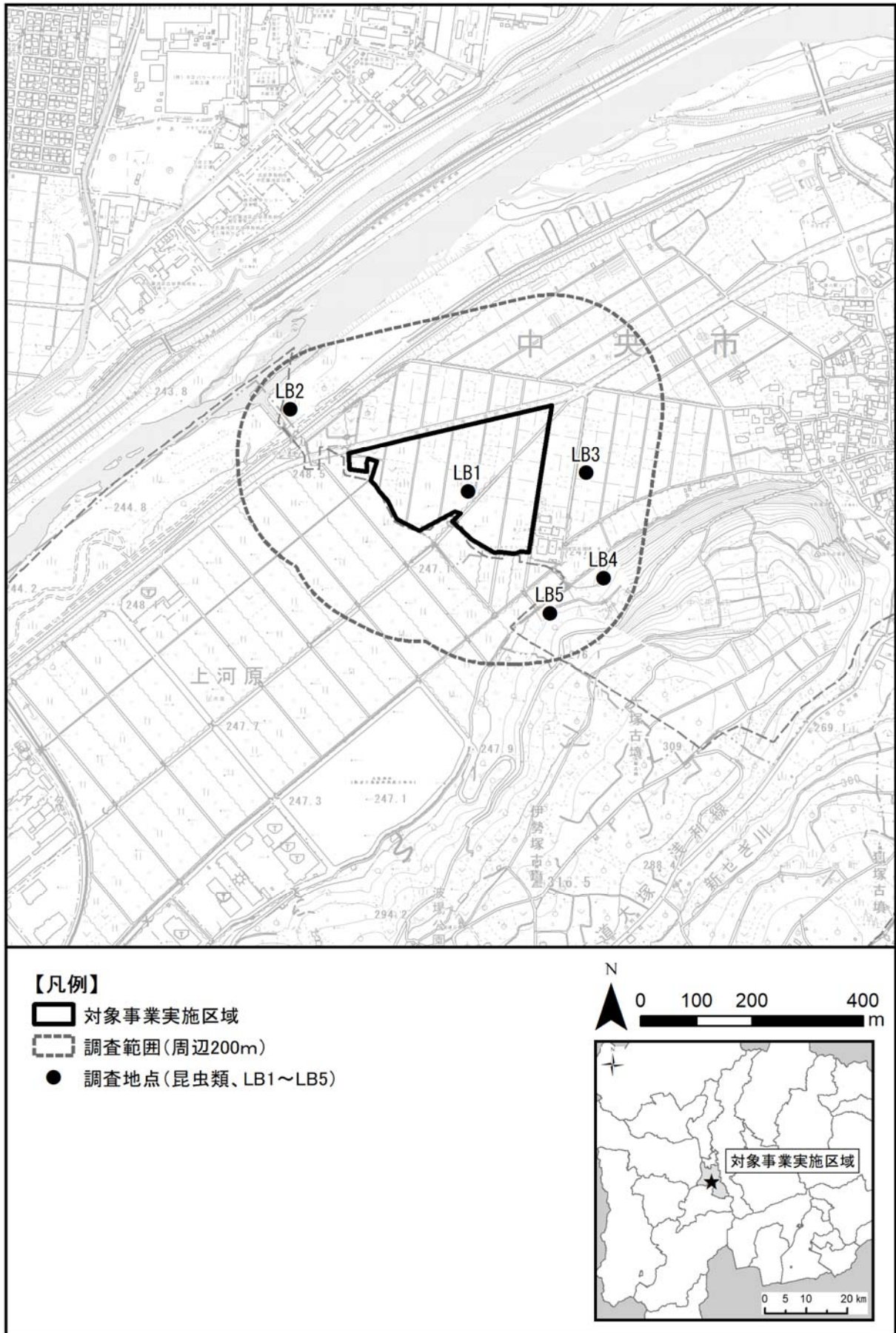


図 5.2-5 現地調査の範囲及び地点（昆虫類）

(3) 造成等の施工による水生生物への影響

(工事中：造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時：施設の稼働)

造成等の施工による水生生物への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.2-9(1)～(2)に示す。

表 5.2-9(1) 調査、予測及び評価の手法（水生生物への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
植物・動物	水生生物	工事中…造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時…施設の存在	1 調査すべき情報 (1)魚類、底生生物（水生昆虫を含む）、淡水産貝類、水生植物に関する水生生物相の状況 (2)保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況	現況の水生生物の生育・生息の状況及び生息環境の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)水生生物相の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、当該地域に生息する可能性のある動物相の状況を把握する。 【現地調査】 表 5.2-10 に示す方法により、現地の水生生物相の状況を調査する。 (2)保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を把握する。 【現地調査】 水生生物相の状況の現地調査において確認された種から保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を整理する。	「道路環境影響評価の技術手法」「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「自然環境アセスメント技術マニュアル」「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 なお、調査範囲は、対象事業実施区域及びその周囲 200m の範囲を基本とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			4 調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 調査地点は、調査地域の水路の等の環境を考慮し、図 5.2-6 に示す地点とした。なお、調査地点の選定理由は表 5.2-11 に示すとおりである。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の水域等とし、敷地からの排水の流入が想定される水路を対象に設定した。
			5 調査期間等 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 調査期間は、地域特性並びに調査対象の特性を踏まえて、表 5.2-10 に示す期間とする。	期間については、事業特性や地域特性並びに各分類群の生態的特性を踏まえて、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な時期とした。

表 5.2-9(2) 調査、予測及び評価の手法（水生生物への影響）

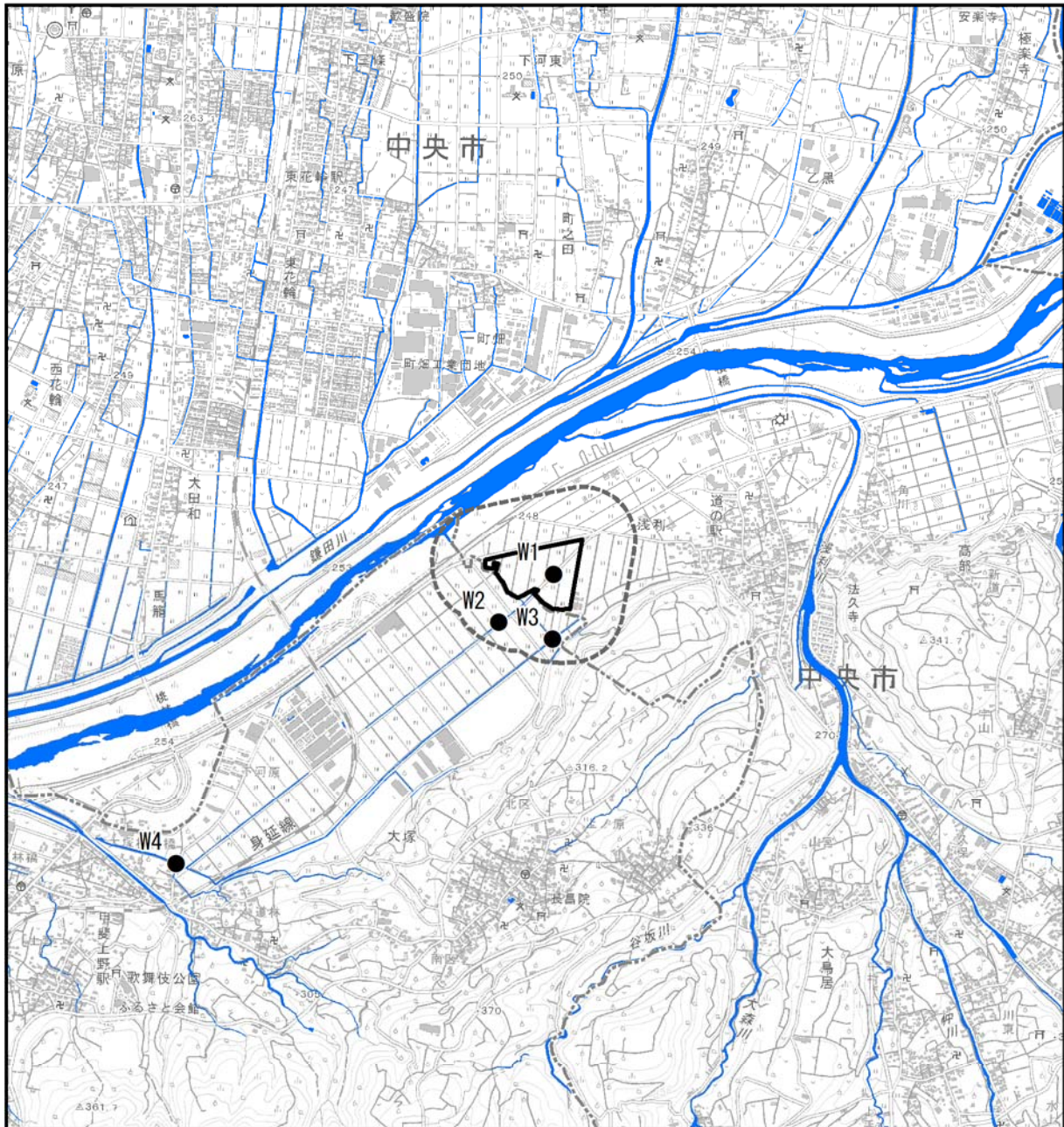
項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	水生生物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響、	6 予測の基本的な手法 保全すべき水生生物について、事業による分布・個体数及び生息環境等の変化を、文献その他資料による類似事例等の引用又は解析により推定し、影響を予測する。	影響の程度や種類に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を確定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	水生生物に影響が及びおそれのある地域
			8 予測地点 「3 調査地域」と同じ地域とする。	水生生物に影響が及びおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響 工事期間中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の稼働 計画施設の稼働開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。	水生生物に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.2-10 水生生物の現地調査手法（水生生物への影響）

調査対象	調査手法	調査内容	調査時期・回数
水生植物	任意観察法	調査範囲の水域を踏査し、水草等の水生植物を目視により確認する。	春季、初夏、夏季、秋季の各1回（計4回） ※農繁期の通水状況や水生植物の生態を考慮し設定する。
付着藻類	コドラート法	各調査地点において河床の礫等に5cm×5cmの方形枠（コドラート）をあて、枠内の付着物を全量こすり落とし、水道水でバットの中に移し試料とする。河床の礫等は調査地点あたり4個とする	春季、夏季の各1回（計2回） ※農繁期の通水状況や高温期、低温期を考慮し設定する。
魚類	任意採集法	各調査地点において、たも網（目合1mm、口径40cm）、セル瓶（長さ250mm、口径40mm）等による捕獲調査を実施する。 なお、調査範囲内の水域においても任意採集を行う。	春季、夏季、秋季の各1回（計3回） ※農繁期の通水状況を考慮し設定する。
底生生物 （水生昆虫、淡水産貝類を含む）	定量採集法	各調査地点の水路でサーバーネット（25cm×25cm 目合 0.493mm（NGG38））を用いて採集する。採集は4回行い、1サンプルとする。 定められた面積内の個体数、種類を採集することにより、地点間の定量的な比較を行うことができる。	春季、夏季、秋季の各1回（計3回） ※農繁期の通水状況を考慮し設定する。
	定性採集法	各調査地点の様々な環境において、Dフレームネットを用いた採集を行う。	

表 5.2-11 調査地点の選定理由（水生生物）

調査方法	調査地点	河川等	選定理由
コドラート法 任意採集法 定量採集法 定性採集法	W1	対象事業実施区域の中央を流れる水路	対象事業実施区域の改変区域からの排水が流入する可能性がある水路の水生生物の生息状況の確認を目的として設定した。
	W2	対象事業実施区域から下流側の水路	
	W3		
	W4	対象事業実施区域から下流側の水路で他集水域からの水が混合する水路	



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 調査範囲(周辺200m)
- 調査地点(水生生物、W1~W4)

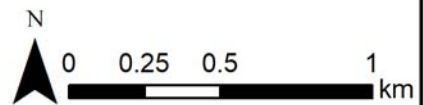


図 5.2-6 現地調査の範囲及び地点（水生生物）

5.2.2 生態系

(1) 地域を特徴づける生態系への影響

(工事中：造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時：施設の存在)

地域を特徴づける生態系への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.2-12(1)～(2)に示す。

表 5.2-12(1) 調査、予測及び評価の手法（生態系への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中…造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時…施設の存在	1 調査すべき情報 (1)動植物種その他の自然環境に係る概況 (2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 ※既存資料調査結果及び現地調査をもとに、当該地域の生態系を予測・評価するうえで適していると考えられる種として注目種を選定する。	上位性及び典型性注目等の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)動植物その他の自然環境に係る概況 文献その他資料及び動植物の現地調査結果による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「陸上動物」「陸上植物」「水生生物」に示す現地調査による。	「道路環境影響評価の技術手法」「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「環境アセスメント技術ガイド」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 地域の自然特性・動植物の分布状況を考慮して対象事業実施区域及びその周辺とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			4 調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 「陸上動物」「陸上植物」「水生生物」の調査地点と同じとする。	動植物相が適切かつ効率的に把握できる地点等とした。
			5 調査期間等 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 「陸上動物」「陸上植物」「水生生物」の調査期間と同じとする。	動植物相が適切かつ効率的に把握できる期間とした。

表 5.2-12(2) 調査、予測及び評価の手法（生態系への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
生態系	地域を特徴づける生態系	存在 ・ 工事中 ・造成等の 施工による 一時的な影響、 供用時 ・ 施設の存在	6 予測の基本的な手法 分布、生息又は生育環境の改変の程度の把握については、地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の生息・生育分布域のうち、事業の実施に伴って予測される影響要因に応じた環境影響について、直接的改変を受ける区域及び生息・生育環境の変化が及ぶと考えられる区域を推定するとともに、推定した区域において、注目種等への影響の程度や内容（死傷・消失、逃避、生息・生育阻害、繁殖阻害、生息・生育域の減少等）を推定する。 予測の基本的な手法については、注目種について他の動植物との関係を踏まえて、影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するものとし、動物及び植物の調査結果を踏まえて、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により行う。	影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	生態系の注目種等に影響が及ぶおそれのある地域
			8 予測地点 「4 調査地域」と同じ地域とする。	生態系の注目種等に影響が及ぶおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響 工事期間中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の存在 計画施設の稼働開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。	生態系の注目種等に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、地域を特徴づける生態系に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.3.1 景観・風景

(1) 施設の存在による景観・風景への影響

景観・風景の調査、予測及び評価の手法を表 5.3-1(1)～(2)に示す。

表 5.3-1(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による景観・風景への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
景観・ 風景	景観・ 風景	施設 の 存在	1 調査すべき情報 (1)地域の風景の特性 (2)主要な眺望地点の状況 (3)土地利用の状況	地域の風景の特性、主要な眺望地点のほか、景観要素である土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)地域の風景の特性 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2)主要な眺望地点の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地を踏査し、写真等の撮影及び目視確認を行う。 (3)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に示されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 施設の大きさを考慮し、施設の見えが十分に小さくなる距離として、対象事業実施区域からおおむね 4km の範囲とした。	施設の存在により景観の変化の影響を受けるおそれのある地域とし、「道路環境影響評価の技術手法」に示されている把握すべき範囲の考え方から設定した。
			4 調査地点 (1)地域の風景の特性 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2)主要な眺望地点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 周辺の地形の状況、眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して、調査地域内の主要な眺望点 5 地点 (VP1～VP5) と日常的な視点場 3 地点 (VP6～VP8) とする (図 5.3-1 参照)。 調査地点の選定理由は表 5.3-2 に示すとおりである。 (3)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	対象事業実施区域を含む眺望が得られ、不特定多数の人が利用する地点とした。

表 5.3-1(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による景観・風景への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
景観・ 風景	景観・ 風景	施設 の 存在	<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 地域の風景の特性 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>(2) 主要な眺望地点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 2季（展葉期及び落葉期）とする。なお、VP3 地点（波場公園）及び VP7 地点（山之神社）はこのほか1季（桜の開花時）にも調査を行う。</p> <p>(3) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p>	<p>主要な眺望地点における年間を通じた景観の状況を適切に把握できる期間、及び調査地点において特徴的な眺望が得られる時期とした。</p>
			<p>6 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望景観の状況についてフォトモンタージュ法による視覚的な表現方法により、環境影響の予測を行う。 複数案は建物の構造及び色彩とする。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」に示されている一般的な手法とした。</p>
			<p>7 予測地域</p> <p>「3 調査地域」と同じ地域とする。</p>	<p>施設の存在により景観の変化の影響を受けるおそれのある地域とし、「道路環境影響評価の技術手法」に示されている把握すべき範囲の考え方から設定した。</p>
			<p>8 予測地点</p> <p>「4 調査地点」と同じ地点とする。</p>	<p>対象事業実施区域を含む眺望が得られ、不特定多数の人が利用する地点とした。</p>
			<p>9 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常となる時期とする。</p>	<p>事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。</p>
			<p>10 評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、景観に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。</p> <p>(2) 環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域及びその周辺に対して中央市及び市川三郷町が定める景観形成方針との整合性を参考に、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</p>	<p>評価については、回避・最小化・代償に係る評価と周辺の景観形成方針との整合性を踏まえた検討による手法とした。</p>

表 5.3-2 調査地点の選定理由（景観）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	眺望の概要と選定根拠	対象事業実施区域からの方向・距離	景観区分
景観	VP1	笛吹川堤防道路	笛吹川、御坂山地及び前段の丘陵地の景観が得られる眺望点として。	北 約 500m	近景
	VP2	道の駅とよとみ	田園風景から御坂山地及び南アルプスの景観が得られる日常的な視点場として。	北東 約 600m	近景
	VP3	波場公園	桜と甲府盆地から南アルプス・八ヶ岳の景観が得られる眺望点として。	南 約 840m	中景
	VP4	桃林橋南詰交差点付近	田園風景、御坂山地及び前段の丘陵地の景観が得られる日常的な視点場として。	西南西 約 1.7km	中景
	VP5	玉穂ふるさとふれあい広場	御坂山地の景観が得られる日常的な視点場として。	北北東 1.8km	中景
	VP6	みたまの湯	甲府盆地から南アルプス・八ヶ岳の景観が得られる眺望点として。	南南西 約 1.9km	中景
	VP7	山之神社	桜並木と甲府盆地から南アルプス・八ヶ岳の景観が得られる眺望点として。	南東 約 4.2km	遠景
	VP8	釜無川堤防道路	田園風景、御坂山地及び前段の丘陵地の景観が得られる眺望点として。	西 約 3.0km	遠景

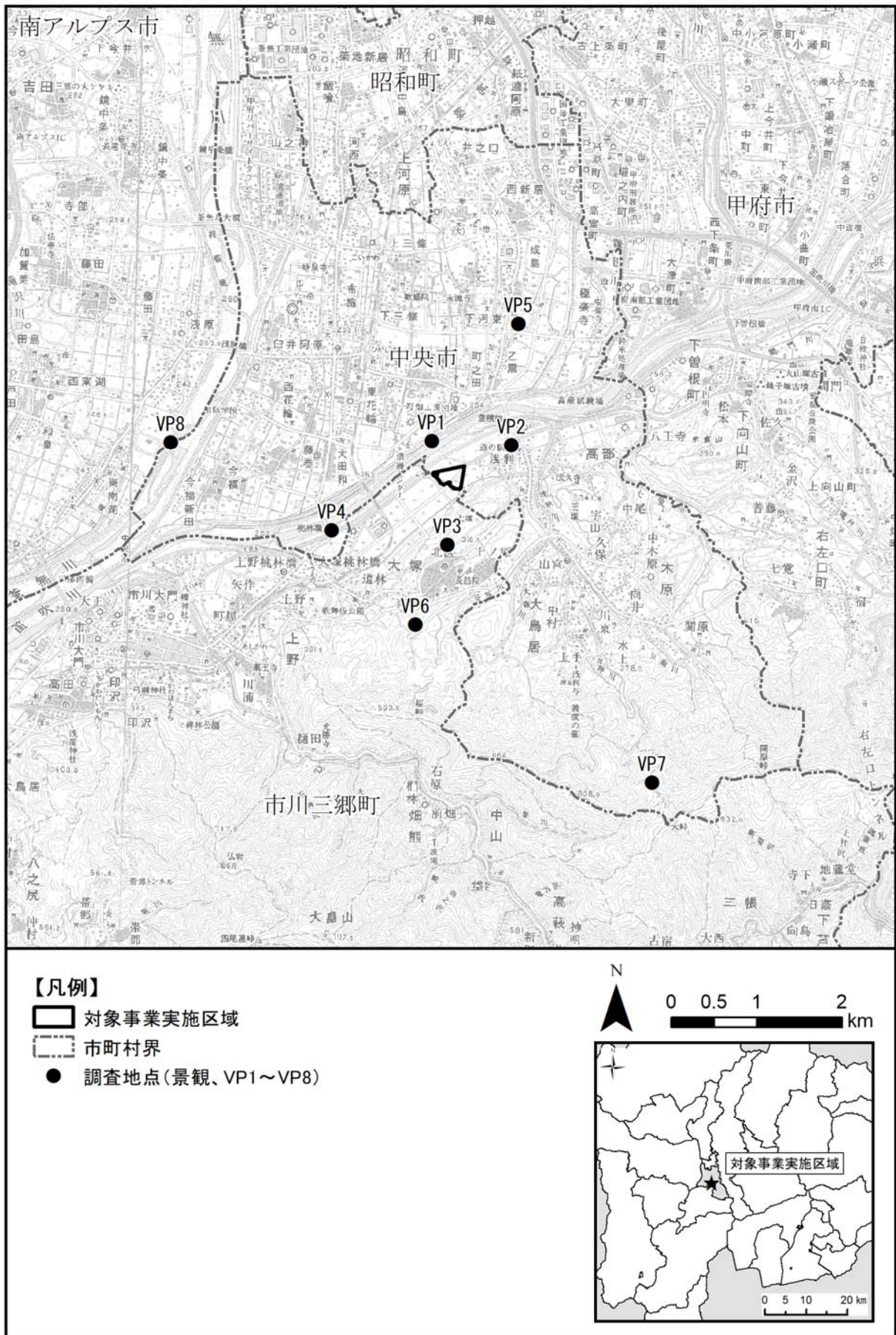


図 5.3-1 調査地点（景観）

5.3.2 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.3-3(1)～(2)に示す。

表 5.3-3(1) 調査、予測及び評価の手法
(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) (2) 土地利用の状況	人と自然との触れ合い活動の場及び関連する土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地を踏査することにより、人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び利用状況を把握する。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に示されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の規模等を勘案して、調査地域内の主要な人と自然との触れ合いの活動の場 2 地点 (NP1～NP2) とする。(図 5.3-2 参照)。なお、調査地点の選定理由は表 5.3-4 に示すとおりである。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。
			5 調査期間等 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。 【現地調査】 春季・秋季各 1 回 (計 2 回) (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。	調査地点における利用が多いと考えられる時期とした。

表 5.3-3(2) 調査、予測及び評価の手法
(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との 触れ合い活動の場	人と自然との 触れ合い活動の場	施設 の存在	6 予測の基本的な手法 「景観・風景」の予測結果を整理する方法。	人と自然との触れ合い活動の場に対して眺望景観の変化による影響が考えられるため。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、人と自然との触れ合い活動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域及びその周辺に対して中央市及び市川三郷町が定める景観形成方針との整合性を参考に、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と周辺の景観形成方針との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.3-4 調査地点の選定理由 (人と自然との触れ合い活動の場)

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定根拠
人と自然との触れ合い活動の場	NP1	笛吹川堤防道路	対象事業実施区域最寄りの笛吹川沿いの道路であり、主要な人と自然との触れ合い活動の場となっている。対象事業実施区域が視認できることから設定した。
	NP2	波場公園	対象事業実施区域最寄りの公園で、対象事業実施区域が視認できる。利用場所からの眺望に影響を及ぼすおそれがあることから設定した。

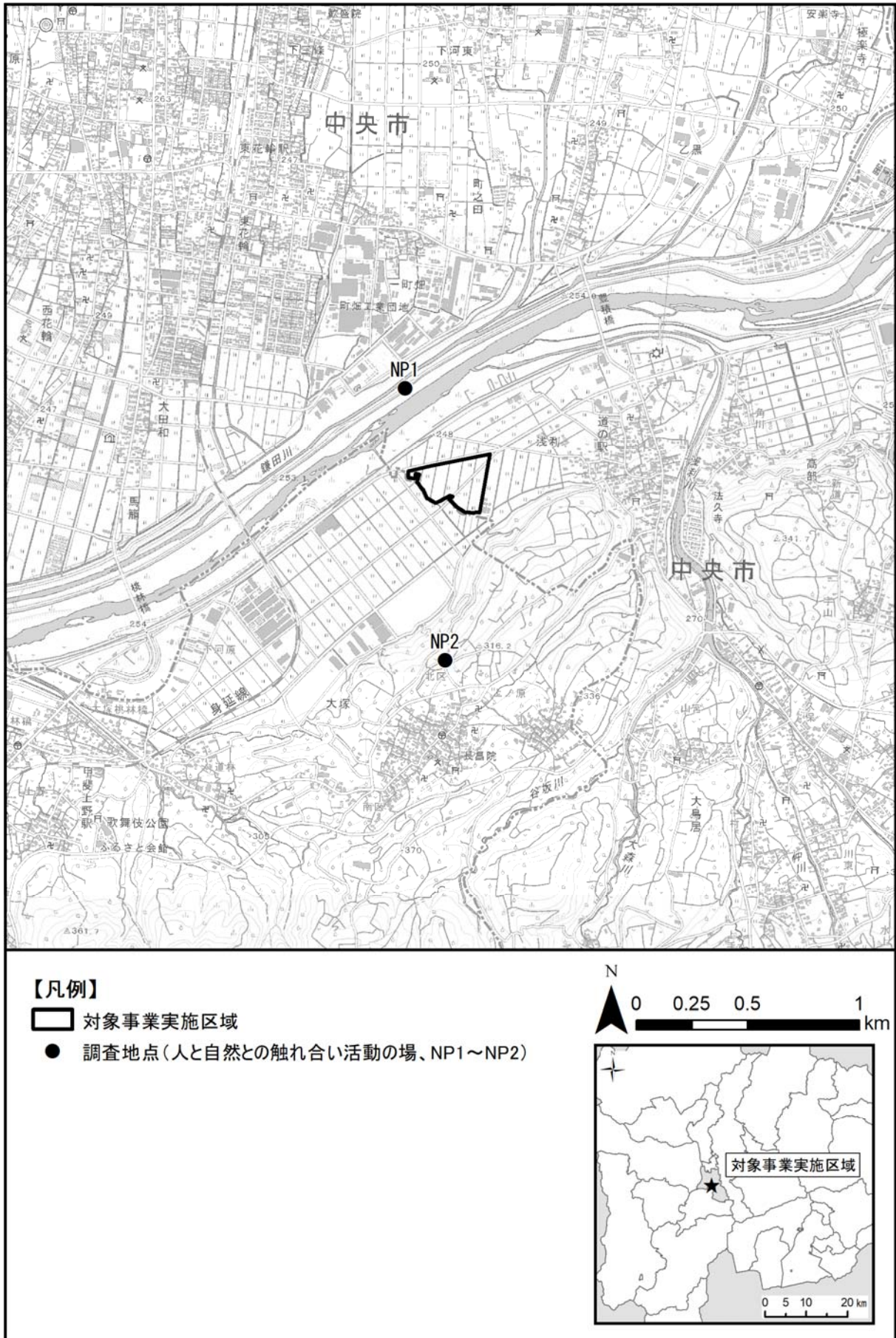


図 5.3-2 調査地点（人と自然との触れ合い活動の場）

5.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.4.1 廃棄物・発生土

(1) 造成等の施工による廃棄物・発生土

廃棄物・発生土の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-1 に示す。

表 5.4-1 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による廃棄物・発生土）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
廃棄物・発生土	廃棄物・発生土	造成等の施工による一時的な影響	1 予測事項 (1) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況	廃棄物の排出から再資源までの各項目とした。
			2 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。	対象事業実施区域の現状及び工事計画を検討する方法とした。
			3 予測対象時期等 工事中の全期間とする。	工事を通じた排出量を把握するため。
			4 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、造成等の施工による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

(2) 施設の稼働による廃棄物・発生土

施設の稼働による廃棄物・発生土の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-2 に示す。

表 5.4-2 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による廃棄物）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
廃棄物・発生土	廃棄物・発生土	施設の稼働	1 予測事項 (1) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況	廃棄物の排出から再資源までの各項目とした。
			2 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。	対象事業実施区域の現状及び工事計画を検討する方法とした。
			3 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期の1年間とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.4.2 大気汚染物質・水質汚濁物質

(1) 施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質

施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-3 に示す。

表 5.4-3 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染物質 ・ 水質汚濁物質	大気汚染物質 ・ 水質汚濁物質	施設 の 稼働	1 調査すべき情報 (1)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 (2)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況	汚染物質排出量のほか、その排出抑制対策とした。
			2 予測の基本的な手法 (1)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 施設の運転管理計画から整理する方法。 (2)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況 施設の運転管理計画から整理する方法。	予測事項が適切に求められる手法とした。
			3 予測時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.4.3 温室効果ガス等

(1) 施設の稼働による温室効果ガス等

施設の稼働による温室効果ガス等の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-4 に示す。

表 5.4-4 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による温室効果ガス等）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
温室 効果 ガス 等	温室 効果 ガス 等	施 設 の 稼 働	1 予測事項 (1)温室効果ガス排出量の状況 (2)温室効果ガス排出抑制対策の効果の状況	温室効果ガス排出量のほか、発電等による排出抑制対策の効果とした。
			2 予測の基本的な手法 想定される電気及び燃料の使用量から二酸化炭素排出係数を乗じる方法とする。排出抑制対策の効果についても発電量等から同様に算出する。	「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に示される手法とした。
			3 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期の1年間とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による温室効果ガス等について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.5 その他の項目

5.5.1 地域交通

(1) 車両の走行による地域交通への影響

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による地域交通への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.5-1(1)～(2)に示す。

表 5.5-1(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による地域交通への影響）

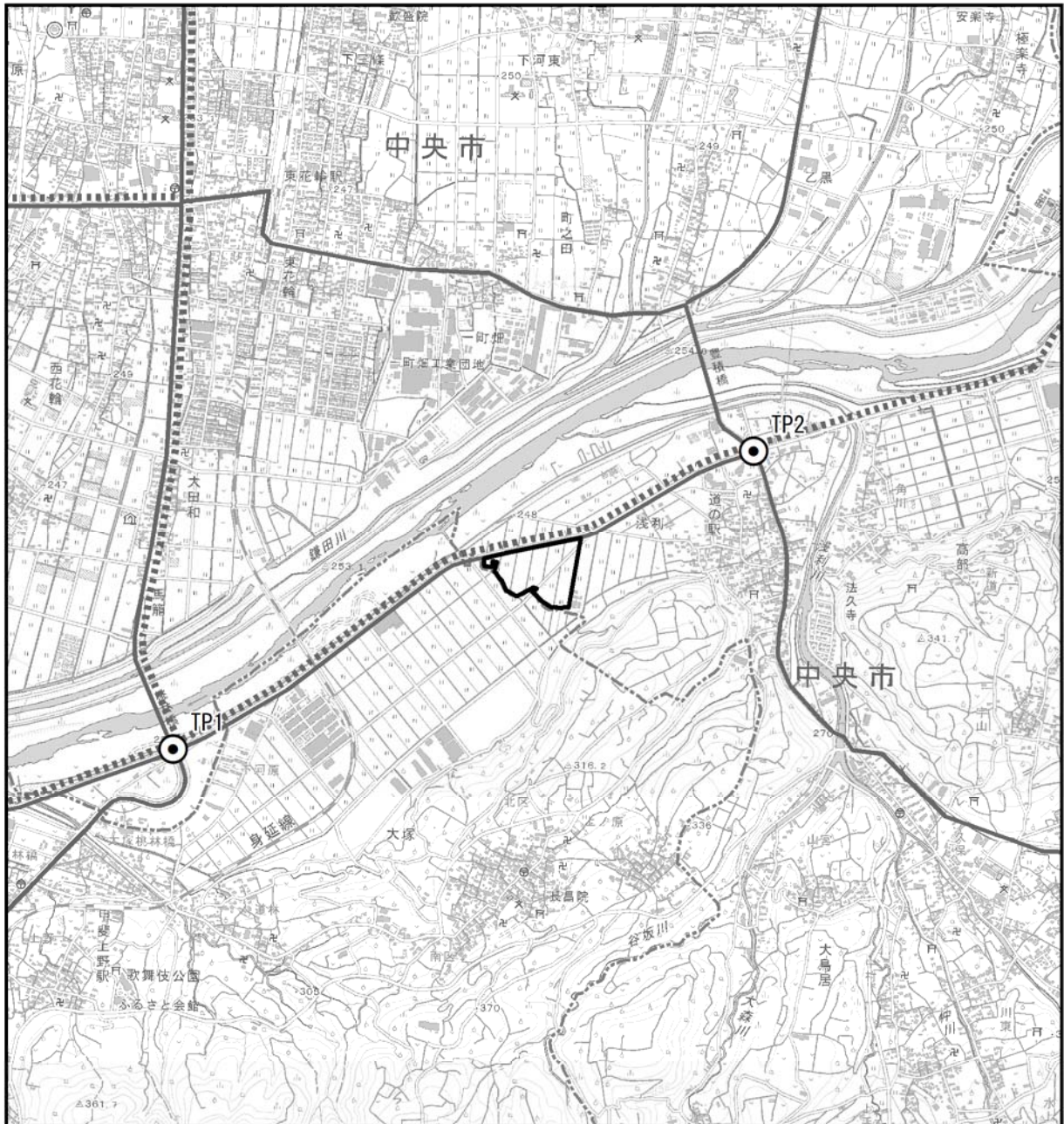
項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
地域交通	地域交通	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	1 調査すべき情報 (1)交通量の状況 (2)交通渋滞の状況	地域交通の状況を把握可能な項目とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)交通量の状況 【現地調査】 交差点部における方向別交通量をを調査し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2)交通渋滞の状況 【現地調査】 渋滞長及び滞留長を計測する方法、滞留末尾の車両が交差点を通過するまでの時間を計測する方法、及び信号サイクル長・各信号の表示長さをストップウォッチにより計測する方法。	地域交通の状況を把握可能な一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	車両の走行により地域交通に影響が及ぶおそれのある地域とした。
			4 調査地点 (1)交通量の状況 【現地調査】 桃林橋南詰交差点及び豊積橋南交差点の2地点（TP1～TP2 各4方向）とする（図 5.5-1 参照）。 (2)交通渋滞の状況 【現地調査】 桃林橋南詰交差点及び豊積橋南交差点の2地点（TP1～TP2 各4方向）とする（図 5.5-1 参照）。 調査地点の選定理由は表 5.5-2 に示すとおりである。	調査対象地域のうち、事業関連車両が集中する地点とした。
			5 調査期間等 (1)交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び土曜日の各1日（計2回）の24時間とする。 (2)交通渋滞の状況 【現地調査】 平日及び土曜日の各1日（計2回）の6:00～19:00とする。	年間を通じた交通状況が把握できる時期の代表する1日とし、渋滞状況については渋滞発生のおそれがある時間帯とした。

表 5.5-1(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による地域交通への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
地域交通	地域交通	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 交差点飽和度を算出する方法。	「道路の交通容量(昭和59年9月(社)日本道路協会)」に規定される方法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	車両の走行により地域交通に影響が及ぶおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査対象地域のうち、事業関連車両が集中する地点とした。
			9 予測時期等 (1)資機材の運搬車両の走行 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両の走行による影響が最大となる時期、及び事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 資機材の運搬車両走行及び廃棄物運搬車両の走行による地域交通への影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.5-2 調査地点の選定理由（地域交通）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地域交通	TP1	桃林橋東詰交差点	対象事業実施区域の西側最寄りの交差点で、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の出入りで通過する地点。
	TP2	豊積橋南交差点	対象事業実施区域の東側最寄りの交差点で、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の出入りで通過する地点。



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 資材運搬車両 走行ルート(工事中)
- 廃棄物運搬車両 走行ルート(供用時)
- 調査地点(地域交通、TP1~TP2)

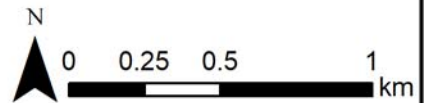


図 5.5-1 調査地点 (地域交通)

(空白)